出席議員(17名)

1番	平 間	奈緒美	君	2番	佐々木	裕 子	君
3番	佐久間	光洋	君	4番	髙 橋	たい子	君
5番	安 部	俊 三	君	6番	佐々木	守	君
7番	広 沢	真	君	8番	有 賀	光 子	君
9番	水 戸	義裕	君	10番	森	淑 子	君
11番	大 坂	三 男	君	12番	舟 山	彰	君
14番	星	吉 郎	君	15番	加藤	克 明	君
16番	大 沼	惇 義	君	17番	白 内	恵美子	君

欠席議員(なし)

18番 我 妻 弘 国 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	口		茂	君
副町	長	平	間	春	雄	君
会 計 管 理	者	村	上	正	広	君
総 務 課	長	松	崎		守	君
まちづくり政策	課長	平	間	忠	_	君
財 政 課	長	水	戸	敏	見	君
税 務 課	長	武	Щ	昭	彦	君
町民環境課	長	佐	藤	富	男	君
健康推進課	長	大	場	勝	郎	君
福 祉 課	長	駒	板	公	_	君
子ども家庭調	果長	笠	松	洋	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
農 政 課 長農業委員会事務	併 局長	加	藤	嘉	昭	君

商工観光課長 菅 野 敏 明 都市建設課長 大久保 政 一 上下水道課長 加藤克之 槻木事務所長 高 橋 礼 子 危機管理監 相 原 健 一 地域再生対策監 宮 城 利 郎 税収納対策監 小笠原 幸 一 公共施設管理監 小 野 宏 一

君

君

君

君

君

君

君

教育委員会部局

 教育 長 阿部次男君

 教育総務課長 小池洋一君

 生涯学習課長 加茂和弘君

 その他の部局

代表監查委員 中山政喜 君

事務局職員出席者

 議会事務局長
 長谷川
 敏

 主
 査
 太田健博

議 事 日 程 (第1号)

平成23年9月5日(月曜日) 午前9時30分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 町政報告
- 第 4 一般質問
 - (1) 舟山 彰
 - (2) 平間 奈緒美
 - (3) 大坂三男

(4) 佐久間 光 洋

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長(我妻弘国君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いた しました。

これより、平成23年柴田町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(我妻弘国君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において15番加藤克明君、 16番大沼惇義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(我妻弘国君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から9月15日までの11日間、うち土曜、日曜、及び12日、13日、14日を議案調査及び委員会審査のため休会をし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会の会期は、本日から9月15日までとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までと決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長(我妻弘国君) 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。 〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) おはようございます。第3回定例会、よろしくお願い申し上げます。 私の方からは、報告事項3点ございます。

まず、第1点。2011年東日本大震災の経過状況について申し上げます。

平成23年3月11の東日本大震災から、早くも6カ月を迎えようとしておりますが、まだまだ 余震がおさまらず不安な日々が続いております。これまでに町民の皆様を初め、各種団体、 企業の皆様方から多くの物資や寄附金など心温まるご支援をいただき深く感謝申し上げます。 震災からの復旧には、東京電力福島第一原子力発電所放射能事故が大きな問題でありますことは周知の事実であります。本町はもとより、全国的に日常生活や農業・商業・工業活動など広範囲にわたる影響を及ぼし、いまだ町民の皆様には不安な日々を過ごしておられる 状況が続いております。

本町の被害状況については本年6月の第2回定例会で報告しておりましたが、その後の状況について経過報告をいたします。

直接的な人的被害については、前回報告のとおりですが、新たに関連死として2名の方が対象となりました。物的被害については8月で申請が終了した罹災証明申請書の調査件数から全壊13棟、大規模半壊34棟、半壊が135棟、一部損壊が1,205棟、被災件数は546件となり合計で1,933件です。また、6月から新たに始まった高速道路無料措置に伴う被災証明書の取り扱い件数は8,847件となりました。

被災者支援でありますが、半壊以上の被災者生活再建支援や義援金の支給率は95%を超えております。また、本町独自の震災住宅改修事業補助金については8月24日現在で918件の申請があり申請期限は10月いっぱいとしているところであります。8月臨時会において予算措置をいたしました倒壊家屋等解体処理業務委託については、8月22日から26日まで対象者への意向確認の説明会を開催し、9月末までに申請をいただくことになっております。

次に、町外からの避難所として太陽の村に山元町磯地区の皆さんを受け入れておりましたが、山元町の仮設住宅に入居となったことから7月27日をもって避難所の閉鎖を行っております。

一方、本町の施設等の被害額については総額約23億円となっておりましたが、国の災害査定により随時、額の変更がある状況です。復旧の進捗状況についてですが、道路関係については現在も国の災害査定に臨んでおりますが、本格的な災害復旧工事は9月下旬から着手する

予定でおります。下水道施設については、災害査定が終了し現在発注に向けての作業中ですが、着工は11月ごろの予定となっております。

また、福島第一原子力発電所事故への対応として、「放射線と健康」と題した講演会を7月9日に本町単独で開催いたしました。空間放射線量の測定と町民への情報提供については定点観測2カ所を初め、学校等施設10カ所、児童福祉施設8カ所、公園5カ所、生涯学習施設8カ所と合計33カ所で測定し、その結果を柴田町のホームページで公表するとともに、町のお知らせ版に月2回掲載し情報の提供を行っているところでございます。

最後に、大震災を教訓として今後に生かすため、自主防災組織との地区懇談会を6小学校区ごとに開催し、町と自主防災組織の役割のあり方など改めて課題の整理を行うとともに、自主防災組織の充実を促進するものでございます。さらには、あらゆる機会を通じて町民の皆様からのご意見等を拝聴し、皆様が抱かれるさまざまな不安を払拭するためにも全力を傾注し復旧に向けた努力をしてまいります。そして、一日も早く元気な柴田町を取り戻すためにも、町民の皆様とともに進んでまいりたいと考えておりますので、さらなる議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、「花のまち柴田」オープンガーデン事業について申し上げます。

町では花のまち柴田推進事業の一つとして、平成22年度より町内のガーデニング愛好家との 共同事業でオープンガーデン事業を展開しております。平成23年度は6月12日と18日の2日間、町内10軒のガーデニング愛好家と、「しばたのオープンガーデン癒しの花回廊」を開催いたしました。この「癒しの花回廊」というサブタイトルは、庭主の皆様方がオープンガーデンを開催することで少しでも東日本大震災の被災者が心をいやし元気を取り戻してもらいたいとの思いから、決定したものでございます。

昨年度のオープンガーデン協力世帯は5軒でしたが、今回は10軒の庭主さんから協力の申し出がありました。さらに、船岡城址公園山頂付近に昨年より住民の皆さんと協働で整備を進めております「コミュニティーガーデン花の丘柴田」も含め、町内11カ所の景観スポットが多くの来場者でにぎわいました。来場者数は延べ2,250名であり、そのうちの4分の1は町外からの来場者でした。また、6月の2日間だけでなく年間を通してお庭を開放してくださる協力世帯が4軒あり、特色あるお庭や花を目当てに町内外の交流が一段と深まりつつございます。

今回のオープンガーデン事業では、近隣の住民の協力のほか駐車場として広い敷地を提供 してくださった企業もありました。花のまちづくりが住民の参加と協働により着実に推進し ている状況にございます。今後も、オープンガーデン事業を継続実施し、「花のまち柴田」 としてのブランド化を目指してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上 げます。

3点目、2011年「ザ・フェスティバルinしばた」について申し上げます。

2011「ザ・フェスティバルinしばた」が、柴田町商工会を事務局とする実行委員会を組織し、各関係者のご協力をいただきながら7月30日陸上自衛隊船岡駐屯地内を会場に開催されました。当日は、朝から降り続いた雨の影響で、会場設営等がスムーズにできるか心配されましたが、午前10時30分ごろから天候が徐々に回復、会場設営も順調に終え午後2時から駐屯地の一般開放を行いました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災で未曽有の被害を受け、避難を余儀なくされていた山元町から磯地区などの皆さん、また、亘理町や岩沼市の皆さん、雇用促進住宅に避難されている福島県南相馬市などの皆さんをお招きし、町内外から約8,500人の多くの方々が訪れた夏祭りとなりました。会場では縁日コーナー、子供たちのチアダンス演技、近隣市町からも参加があったよさこい演舞競技と総踊り、けん玉披露、船岡祭友会神輿渡御、地元歌手の水戸真奈美さんのライブなどメーンステージを中心にイベント展開し、観客からの称賛をいただきました。クライマックスでは2,800発の花火が夜空に次々と打ち上げられ観客の感動の拍手と歓声が沸き起こる中、被災された皆さんにもいやしのひとときを過ごしていただき、祭りは盛会裏のうちに終えることができました。

今後とも、関係機関や参加団体と共同で開催し真夏のイベントを多くの方々に楽しんでいただけるよう演出することに努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

以上でございます。

〇議長(我妻弘国君) これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。

質疑ありませんか。 [「質疑なし」の声あり]

○議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

日程第4 一般質問

○議長(我妻弘国君) 日程第4、一般質問を行います。
通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に 行うよう要望しておきます。

それでは、12番舟山彰君、直ちに質問席において質問してください。

[12番 舟山 彰君 登壇]

○12番(舟山 彰君) 12番、舟山彰です。3点質問いたします。

1、今後の町収入の見通しは。

宮城県では、東日本大震災の影響で今年度の税収が減少することがはっきりしてきている。 では、柴田町ではどうか。

- 1) 固定資産税は、町の有力な税収入である。現在も町内では大震災の影響で古い建物の解体が行われている。それに合わせて固定資産税の減免の申請、固定資産の減失届がなされていると思うが、今年度の固定資産税収入の見通しと、来年度以降どうなるか、現時点での見込みを教えていただきたい。
- 2) 大震災の影響で個人所得が落ち込み、また企業は消費減少による売り上げ減や大震災に よる店舗や工場の被害の復旧のためのコスト増で利益が低下していると思われるが、法人並 びに個人町民税の見通しはどうか。
- 3) 今後、国の第3次補正予算編成、来年度予算編成が行われるが、柴田町として東日本大 震災関連予算の確保はどれほどになるのか。来年度予算における一括交付金の扱いはどうな る見込みか。
- 4) さくら連絡橋をつくるとそれなりの経済効果が見込まれるとの答弁が前にあったが、町の税収入としてはいつからどのくらいあると計算しているのか。コスト (建設費、維持費、町債などの返済費等)と比較してどうなるのか。

2、今、大きな余震や大雨があったらどうするのか。

8月19日金曜日、議員全員協議会のあった日の午後2時36分ごろ最大震度5弱の余震があった。結構強い地震であり、3月11日と同じ金曜日、それも時間も同じころで、あのときの記憶がよみがえった人もいたであろう。

気象庁は、マグニチュード7クラスの大きな余震は、これから半年から1年は注意がまだ必要と言っている。

1) 6月議会では、大震災への対応についての区長会や他からの意見等を総括した資料を後 日配付するとのことだったが、いつ我々にも配付されるのか。町として既に取りまとめてい るのか。

- 2) 6月議会で私の質問への答弁であった、今後の各種の対応の実施状況はいかに。特に、 区長や自治(町内)会長への通信機器の配付、各行政区への配付物、自主防災組織への指導 状況、防災マップの見直しの検討等。
- 3) もし今、大きな余震が来たら、町民はどこに避難すればよいのか。指定避難所等の復旧 状況は町民に周知しているのか。 6月議会での答弁では、指定避難所は学校の体育館が多 く、順次整備していくとあったが、その復旧は進んでいるのか。その復旧がおくれていれ ば、町全体としては指定避難所がその分不足していることになるが。

ところで、ことしは台風、大雨、ゲリラ豪雨が多い。最近でも新潟県や福島県が大きな被害 を受けている。

- 4) 西住地区の雨水対策は今のところはポンプによる排水だけである。鷺沼排水路の整備に はまだまだ時間がかかる。今できるほかの対策はないのか。
- 5) 槻木地区の冠水対策を緊急にもっと進めるべきではないか。住民の町の対策への不満は強いし、最近の傾向として一部地域への集中したゲリラ豪雨も多いことから、槻木地区のような常に冠水被害のある地区の雨水対策は特に急ぐべきである。
 - 6) 槻木地区の冠水対策を総合的に行うとして町はどのくらいの費用を見ているか。

3、住民投票条例制定について。

住民自治によるまちづくり基本条例が制定され、ことしはまちづくり推進センターも設置された。またこの基本条例の運営状況をチェックするための審議会も設置予定と聞いている。 基本条例の趣旨からして、次は住民投票条例の制定が考えられると思う。住民の意思表示の有力手段である住民投票であるが、全国的に見るとこれまでは合併問題や原発誘致の是非等大きな問題に限られていた傾向がある。また、議会との関係などでいろいろ制限を受けているとの指摘もある。

しかし、住民の意思表示の有力手段を確保するという観点からも、柴田町として住民投票条例制定の検討に入ってもいい時期ではないか。議会としては立案機能を生かすため、特別委員会を設けて検討するという方法があるが、基本条例の趣旨からして住民(町民)、議会、学識経験者、行政等で条例(案)制定委員会を設けた方がいいと思われる。まず、町として現在住民投票条例制定についてどう考えているか。

〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 舟山彰議員、大綱3点ございました。

まず、今後の町収入の見通しでございます。4点ほどございます。

今年度の固定資産税収入の見通しと、来年度以降の見込みについてですが、今年度の固定資産税の収入見込みについては基準日となる賦課期日が1月1日であることから、震災の影響を受けることなく納税義務者の方々には通常どおりの納税をいただいており、収入見込みについては大きな影響は生じておりません。

しかし、一方で8月31日現在191人の被災者から減免申請があり、373万円程度の減免額を見込んでおります。24年度以降の見通しにつきましては、大震災により減失し、損壊した被災代替家屋やその被災住宅用地の特例などがありますが、現在実施している減免事項と大きな相違がないことから大きな影響は少ないものと推測されます。ただし、平成24年度は3年に1度の評価がえの初年度となります。土地や家屋評価の下落傾向が続いていることから、課税額での減少が若干懸念されているところでございます。

2点目。個人住民税や法人町民税の見通しについてですが、個人町民税についても固定資産 税同様に1月1日を基準として前年の所得に応じて課税されることから、今年度においては 直接的に多大な影響が生じるものとは考えておりません。ただし、大震災の被害により企業 の経営悪化や倒産等で個人の所得が下がった場合には、平成24年度の個人住民税にその影響 が見込まれます。さらに、住宅や家財等に被害を受けた場合は、震災特例法により納税者の 選択によって前年の損失としてことしから雑損控除を受けられますが、大方の納税者は平成 24年度に確定申告をするものと考えられることから、個人住民税にその影響が出るのは平成 24年度以降となります。なお、平成23年東日本大震災による災害被害者に対する町税の減免 に関する条例に基づいた個人町民税の減免申請は8月31日現在80件、380万円程度の減免額を 見込んでおります。しかし、一方で、平成24年度から年少扶養控除の廃止と特例扶養控除の 見直しがあることから、個人町民税においては大幅な増収が見込まれる状況となります。法 人町民税につきましては、大手法人の申告は中間申告と確定申告の年2回の申告納付にな り、事業年度終了の時期が企業によって異なり、法人申告が集中する11月以降でないと、法 人町民税の見通しは難しいと認識しております。また、町内の企業や店舗、工場などについ ても震災の被害状況や経営状況が確認できないことから、法人町民税にどのような影響があ るかは不明であり、流動的であります。一方で、自動車関連産業、復興復旧に関連した産業 などが牽引し有効求人倍率が上昇を続けるなど、厳しい中にも雇用情勢の改善も伝えられて おります。今後、提出される申告書の内容を慎重に検討して適切に税収を見込んでまいりま す。

3点目。柴田町として東日本大震災の関連予算の確保はどのくらいになるのかということで ございます。

今回の震災で、町が予算として計上した金額は28億円規模となります。災害救助法にかかわる業務や被災住宅の復旧支援、瓦れき処理、復旧工事などがその支出になりますが、この財源として約7億円が国庫・県補助金になると見込んでおります。残りは国で後年度、いわゆる面倒を見るという起債と一般財源で充当することになります。また、国の第1次補正予算にかかわって特別交付税の前倒し交付が行われておりますが、今後第3次補正予算においては、被災3県の自治体に重ねての措置があるのかどうか、注視していきたいと思っております。

一括交付金については、本年度から都道府県を対象に、地域自主戦略交付金として制度がスタートしております。自由度が高まったという評価もありますが、対象となった9本の補助金の総額で見ますと、5.5%の減となっていることもあり制度面も含め大きな手直しが必要と全国知事会等で提言されております。平成24年度から市町村にも適用となりますが、制度、対象事業など、根幹にかかわる内容がまだ示されておりません。

4点目。さくら連絡橋をつくるとそれなりの経済効果が見込まれるとの答弁が前にあったが、町の収入とコストの関係ですね。さくら連絡橋のおおむねの概要と計画について改めて 説明をさせていただきます。

さくら連絡橋については、その花咲山基本構想の中で船岡城址公園を核とし観光客を初めとする来訪者を町なかに誘導するためには、白石川堤の一目千本桜と船岡城址公園を連絡する歩行者の周遊ルートの整備が有効として計画したもので、国の社会資本整備総合交付金事業の交付金を活用して建設に着手するものでございます。橋の長さは94メートルの歩道専用橋で、歩道幅員が3メートルで形は斜張橋を考えております。平成23年度は、町の単独費980万円でJR東日本や大河原土木事務所と協議するための基本設計を行い、その後の事業実施につなげてまいります。平成24年度は、実施設計。平成25年度と平成26年度の2カ年で、建設工事を行う計画でこの実施設計から社会資本整備総合交付金事業の対象になります。

次に、さくら連絡橋の建設による町の税収入への影響についてですが、これは前にも舟山 議員に答弁したとおり、観光振興による地域への経済効果を推計する方法として産業連関表 があるわけですが、柴田町程度のエリアを対象としてその表は作成されておりません。その ため、さくら連絡橋の経済効果については、10万人観光客が増加した場合の一般的な経済効 果として約6億円と申し上げてきたところでございます。御存じのとおり町税は町民税、固 定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税ですのでさくら連絡橋の建設による直接的な 税収の増はありませんが、間接的には町民税に波及すると思います。

しかし、柴田町に合う産業連関表がなく、柴田町に限定した経済の波及効果の実態がつかめません。まして、町の税収へのはね返りを計算するのが困難な状況でございます。もし、 議員が御存じでしたらその算式を教えていただければなと思っております。

次に、さくら連絡橋のコストについては、平成23年度新規採択を受けた社会資本整備総合計画(市街地整備)の中で、実施設計費と工事費を含め約5億9,000万円と試算しています。 財源内訳は補助率が50%で補助金は2億9,500万円。その交付金を除く2億9,500万円に対する、借金ができる起債充当率が75%なので、地方債、借金は2億2,110万円になります。残り7,390万円が一般財源として3年間で負担する計算をしているところです。単純に平均しますと、1年間に現金を2,464万円支出増というふうになります。

次に、借金の返済ですが、地方債 2 億2,110万円については利率1.1%、3年間据え置いて15年で返すということになりますので、単年度の償還額のピークは一番多く返済する時期、これは平成30年度から平成39年度にかけてでございます。年間1,970万円になります。しかし、一般会計予算の平成29年度の地方債償還見込み額、要するにどのくらい借金を返すかということになりますと、9 億2,000万円となっております。平成23年度の予算、ことしの借金は15億6,000万円、今返しています。ですから、平成29年度には6億4,000万円借金が少なくなります。ですから、たとえさくら連絡橋の償還額、年間1,970万円がふえたとしても6億4,000万円返す必要がなくなる時期でございますので、財政の硬直化を招く心配は全くありません。また、将来における維持管理費は橋梁設計の中で部材などを十分に検討して可能な限り抑制してまいります。

大綱2点目。震災や大雨の関係でございます。6点ほどございました。

まず、区長会からとの意見の総括資料ですが、今議会の会期中に配付を予定しております。

2点目。今後の対応の状況でございます。6月で予算措置を行い自主防災組織へ配付する 防災用機材、防災無線機は7月に発注し10月末に納品、それ以降に区長さんにお渡しする予 定です。発電機、照明セットは8月に契約し、11月中旬に納品、それ以降に各地区に配付し ます。給水タンク300リットルは8月に発注し、10月末に納品の予定となっていることから、 その後各行政区に配付することになります。また、配信メールサービスは8月18日から運用 を開始いたしました。自主防災組織への指導については、8月から9月まで開催する防災地 区懇談会において震災後の現状と町の対応状況についてプロジェクターを使って説明し、その後意見交換を行っているところでございます。こうした意見交換やさまざまな会合の場面において、町民の皆様からご意見を拝聴しながら、今後防災マップ等の見直しを行ってまいります。

3点目。大きな余震が来たらどこに避難すればいいのかということでございます。

自主防災組織の会長である行政区長の皆さんには既に周知しておりますが、先ほどの質問でもお答えしているように防災地区懇談会において現状を説明し、指定避難所の状況も説明しているところでございます。また、今後はホームページやお知らせ版などで周知を行うものです。指定避難所の開設のあり方ですが、6月定例会でもご説明したようにまず町職員を配置している施設に開設し、避難者の数に応じて小中学校などの体育館の開設と、順次行っていくものです。これは、3月11日大震災の反省から、建物の全壊は少なく自宅避難でも可能なことから、町としてはライフラインの応急復旧や給水活動などの業務を優先し、限りある職員を有効に配置するための対応で、当然避難者数が多くなれば随時体育館を避難所として開設するものです。なお、船岡体育館については、軽微な箇所の応急復旧は終えておりますが、構造的な問題箇所については今後修理のための調査設計予算を措置する予定です。また、学校の体育館についてですが、被害の大きかった船岡小学校、船追小学校、槻木小学校については、7月13日と14日に国の査定を受け災害復旧の補助対象事業として認められましたので、既に工事に着手しているところでございます。工期は、船岡小学校が10月25日。船追小学校が11月30日。槻木小学校が12月22日までとなっております。

4点目。西住地区における雨水対策ですが、これまで同様大雨が予想されるときは速やかに常設ポンプ3台に加え仮設ポンプ3台の設置を直営と業者に依頼して排水作業に当たり、 冠水の早期解消に努めることが今できる対策でございます。

5点目と6点目は、槻木地区の雨水対策ですので、一括してお答えします。この点につきましては本年度第1回定例会で佐久間議員、星吉郎議員からも同様な質問があり、回答しております。

冠水が発生する槻木白幡地区、槻木西2丁目、3丁目地区の排水先はすべて名取用水でございます。名取用水路へのスムーズな排除が冠水防止の観点から大変重要でございます。このため、四日市場排水機機場への導水路に素早く落水させる目的で分水門設置工事を本年度末の完成を目指して平成23年8月11日に発注し、現在設計中でございます。また、冠水発生要因等の調査を行うため、槻木地区排水対策基本調査委託を平成23年7月20日に発注し現在

作業中でございます。この中で、対策工法の検討を行った上、全体計画や事業費を策定する 計画でおりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、住民投票制度でございます。

住民投票条例制定に向けてですが、住民投票にかかわる直接的間接的な動きとして、まず国においてことしの地方自治法改正案の中に住民投票制度の創設を盛り込む予定でしたが、地方6団体の反対により、突如住民投票制度の創設が削除された地方自治法改正案が提出された経緯があります。また、柴田町議会においては行政と議会の新たな関係構築に向け議会基本条例の制定に向けた動きがあると伺っております。一方で、町民と対話をしても協働の意味が浸透していない、まちづくり基本条例は何だか理解できないといった批判もあり、住民のまちづくり条例に対する理解度はまだ十分とはいえない面があることも承知しております。こうした現状を勘案すれば、当面議会基本条例の制定の行方を見守るとともに、住民自治によるまちづくり基本条例の浸透度をさらに深める努力をした上で制定するのが望ましいのではないかと考えています。

そうはいっても、条例制定に向けた準備は進めていく必要がありますので、去る8月18日に住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員長に常設型住民投票条例制定に際し、全国的にも議論となっている一つに住民投票に付すことができる重要課題とは何か。二つに投票資格の年齢要件、三つに外国人の取り扱い、四つに開票の条件、この4点について諮問したところでございます。住民の直接的な意思決定の手法である住民投票制度は、議会の権限の制約とも関連する伝家の宝刀であります。正しい理解と適切な運用について住民と議会と行政との間で十分なコンセンサスを得た中で制定を目指してまいります。

以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 舟山議員、再質問ありますか。許します。
- ○12番(舟山 彰君) 大きな1点目でございますけれども、町内の民間の被害総額については、確認できていないというふうに先ほど答弁あったように思うんですけれども、今も申請を受け付けている住宅等の修理に対する10万円の補助金申請ですね。あれから、例えば町内の一般住宅、それから店舗等の被害額というのが推計できないんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) お答えいたします。

住宅改修の補助事業でございますけれども、先ほど町政報告の中でも申し上げさせていただいてございます。直近の申請件数なんか説明したいと思うんですけれども、9月1日現在で

すけれども、947件に上っています。そのうち工事が完了した件数が283件ございまして、既に資料等、それから確認をしながら支払いを終えてございます。執行率30%程度になります。その中で、補助対象事業として必要なもの、例えば屋根瓦壊れたというのが一番多いんですけれども、それらの補助対象経費を見ますと5億8,369万7,000円となってございます。このうち10万円を補助しているというふうな内容でございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) いろいろ確認するのは難しいんでしょうけれども、町としては本来は町内の民間、町民の被害の総額が幾らというのをやはり把握していくべきではないかと思うんですけれども。というか、今まで対策、住宅への補助とかありますけれども、あと中小企業の関係は国とか県のいろんな特別対策ありますけれども、町としてももう少し町民の被害額というものをもっと把握すべきじゃないかと思いますけれども、その辺どういうふうに考えているんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課(菅野敏明君) まず、商工観光課として担当させていただいているのが、当然先ほど申し上げました個人住宅の補助というふうなことと、商店街の関係がございました。実は、商店街等につきましても今現在メーンの商店街なんかにつきましてはいろいろ被害額があるというふうなことで、その中で町で持っている中小企業の融資策というふうなことで、無利子政策を行わせていただいております。その中で、今44件ほど無利子政策等で申請をいただいてございますけれども、それらを勘案しますと、融資あっせん額の合計でございますけれども、おおむね2億円ぐらいが融資されているというふうなことで、これらの状況から見ますと直接被害、それから間接被害というものが相まって申請をいただいているというふうなことで、現行ではそれらでつかんでいるような状況でございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 今までもそういった税の減免とか改修への補助とか、無利子とかですけれども、今後町としてはそういった町民の被害の状況というのをさらにつかんでいったとして、さらに町独自の対策というのは考えられるんでしょうか。
- O議長(我妻弘国君) 答弁求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(相原健一君) 舟山 彰議員のご質問にお答えいたします。

町としての公あるいは個人、企業等含めた被害額についてですが、今のところ町の方でつか んでいる数字に先ほどの震災住宅関係の被害総額とか、あと今後税関係でいろんな法人税と かで被害額が損金として当然おろされると思うんです。そういったものを最終的に取りまと めはするものの、現段階で幾らということはつかめない状況です。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 最初に、私が固定資産税とか法人個人町民税の見通しを聞きました。国 保税なども減免とか見通しはどうなんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。税務課長、答弁お願いします。
- ○税務課長(武山昭彦君) お答えいたします。

国保税につきましては、基礎となるものが個人の所得に係るものと固定資産税の所有に係る ものという形になりますので、それに被害金額等被害状況に応じまして減免をしているとこ ろでありまして、現在のところ所得と固定資産税、先ほども町長の答弁の中にありましたと おり見通しのとおりということでありますので、そんなに金額的な変動はございません。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 今、国保税の見込みということでお聞きしたんですけれども、それが今の所得とかで。(「はい」の声あり)
- 〇議長(我妻弘国君) はい、どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) そうすると、間もなくというか国なんかも来年度予算編成あれですけれども、柴田町もそれに並行するかのように来年度予算編成でしょうけれども、先ほどの町長の答弁でいくと、いろんな法人とか個人のいろんな影響というのがだんだんわかるのは、私が聞いたのは11月以降というように聞いたんですけれども、そういう意味では先ほどの国の交付金の扱いとか例年よりは予算編成、いろいろやりくりが大変で時期もおくれるということになるんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。税務課長。
- ○税務課長(武山昭彦君) お答えいたします。

11月というのは、法人税の申告が11月に集中するということで11月という回答です。法人税につきましては、年2回、中間と決算という確定申告を2度いただくんですけれども、小さい町の企業ですと1度なんですけれども、大企業、リコーとか山崎パンみたいなところは年2回申告いただきまして、大半が11月とそれ以降に集中するものですから、11月以降で大体法人税の税額の確定を見るという形になります。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 大きな2問目に入りますけれども、先ほど総括の資料というのは今議会

中にいただけるということなんですけれども、これは例えば区長会とかほかの、自主防災組織等にも配布する予定なんでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(松崎 守君) 総括したものということでございますが、議会には決算委員会前に報告をしたいというふうに思っています。その内容につきましては行政区、それから自主防災組織関係、災害対策本部関係、一般町民からの町長への便り等の声がございますので、それらをまとめたものとして総括分を決算委員会前に議会には提出したいというふうに思いますが、行政区等への配布についてはまだ考えてはございません。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 今の総括というのは、6月議会のとき、私は区長会とか町民から出た意見等を総括したものというふうに理解したんですけれども、お聞きしたいのは町としての地震対応の総括、3月11日当日とそれ以降、これまででもいいんですけれども、それらの総括とそれに基づく今後の対応というものをきちんと庁内で決めてまとめているんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(松崎 守君) 災害対策本部としてでの総括はまとめてございますが、許す範囲内、全体に関する内容についてはこれからまだまだ各課においての調整が必要だというふうには考えております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 先ほど、行政区には給水タンクとかは配るということだったんですけれど も、町として自前の給水車、ちょっと大き目のとか、あとタンクなども持つという考えはあ るんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- **〇上下水道課長**(加藤克之君) お答えいたします。

自主防災組織のタンクとは別に、町の方でも給水所に給水するタンク、それは1トンタンクを20個準備をしております。それから、それに給水する、ダンプにつけて給水するようになりますけれども、その給水のタンクとしてさらに1トンタンクを6個、それを2個ずつダンプに積んで三つの区域を分けて給水して歩く。給水タンクについては、地震が発生したときにすぐに給水所に固定として置くというふうな形で考えています。現在のところは給水所は10カ所というふうな形で検討しているところです。

〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

- ○12番(舟山 彰君) 先ほど総務課長が町としてのものは対策本部としてはまとめているけれども、ほかのことはいろいろ各課で調整が必要という答弁がありましたけれども、例えば今の給水のことなんですけれども、6月議会のときも船岡小学校だけにしか給水所がなくて、船岡地区のですね、すると高齢者の方が行けない、区長さん、民生委員の方も行くのが大変だった。要望として巡回給水というのができないかという声が強くあったというふうに、私たしか言ったと思います。そういう意味では、上下水道課としては、今もしもああいう地震があって断水があったときの給水体制というのを、ですからどのように今考えているんですか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(加藤克之君) 給水体制なんですけれども、船岡地区、確かに船岡小学校が1 カ所だけというふうなことで前回実施しましたので、非常に多くの方が並んだという状況が あります。そこで今回は船岡につきましては、船岡の西の方、例えば思源閣の駐車場あたり に1カ所、それからヨークベニマルの駐車場ですね、そこにも1カ所というふうな形で分散 させようというふうな形では考えております。

今までの意見の中で高齢者、あるいは体がなかなか思うようにいかなくて給水所に行けない方、そういう方たちの給水についてはやはり各行政区で準備する給水タンク、自主防災組織の、そちらの方が一番どこにどういう方がおられるのかというふうなことがわかりますので、そういった方たちへの対応というのは自主防災組織の方で対応願えれば大変ありがたいというふうに思っています。健常者については、校庭の給水所でというふうな形でお願いしたいというふうに思っております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 今も自主防災組織という言葉が出て、町長の答弁で各地区、小学校単位ですか、やるということなんですけれども、そこでは、町からはまずどういうような説明があるんでしょうか。先ほど私が避難所の復旧状況を周知しているんですかとお聞きしましたけれども、懇談会で町からとしてはどのような説明とかあった、これからするのでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(相原健一君) お答えします。

防災関係の地区懇談会ですが、これまでまちづくりの懇談会でも既に実施しておるんですが、今回の被害について画像を使ってまず今回の震災全体を見ていただいて、町の状況、被

害状況とか、そういった状況を見ていただいてそれでもってどういった対応をしているのか、そういったことを画像でお話しして、今回震度計もありましたのでそういったこととか、放射能関係ですか、そういったこと、今回の実態をまず皆さんに理解していただいて、じゃあこれからどうしようかということで、皆様の方から意見をいただくという場面になっております。それについては、今後まとめて、町としてどうすべきかということを決めていくような内容になっています。

以上です。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 先ほど町長の答弁で、指定避難所というのが町職員がいるところからと、実際に3月11日とかのあれでしたけれども、ですから今もしも大きな地震があったときに町民がどういう避難をするんだという私の質問趣旨ですけれども、今のその自主防災組織の懇談会などでも、皆さん今度大きな余震が来て避難せざるを得ないときにはどこのところにまず行ってくださいというような、そういう説明をするんですかね。町職員がいるかどうかというのは、役場とか我々はわかりますけれども、町民はいざとなったらあそこに役場職員がいるからあっちでいいのか、あそこはいないからだめなんだと。だけど、防災マップには指定避難所と書いてあるんじゃないかと、そして一番近いと。そういった、今の町としての指定避難所の使い方などの方針というのをはっきりと町民に説明しているんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 今回の指定避難所のあり方、これについては議会でも申し上げましたようにいろいろ役場側の対応と住民側の利用の仕方に問題があったと。それから地区の方々にもご協力をいただいたんですが、本来避難すべき人でない人も、言葉は悪いんですが、たむろという言葉は余り使いたくないんですが、していたという、さまざまな問題がございました。まずは住民の方々に今回の全体像を正しく理解していただかなければならないということで、プロジェクターを使って被災の状況、職員はどういう仕事を優先的にやったかということをお話をさせていただきました。役場の職員は何もしないというのは大分聞いた話ですけれども、それは自分のところに水と食糧を持ってこなかったということだけだったのかなというふうにも思いますけれども、まずは全体を示さなきゃない。

そのときに、今回はたまたま役場の職員で対応できましたけれども、もっと大きな被害になります。つまり、沿岸部のような被害になりますと、今の体制以上に避難所には職員は配置できないということを今説明をしております。ということは、遺体の処理、遺体の確認、親

族との会わせ方、それはすべて職員がやらなければならない。柴田町はそれをやる必要がなかったということですね。ですから、地区の方々にはやはり指定避難所については役場がやる部分と自主防災組織、それからそこに避難してきた方々の力をかりないと運営はできませんよと、そういうお話を地区住民懇談会の中で今進めさせていただいております。今度は防災に限っても、6小学校単位でそういう話し合いをしてこれから役場がどこまでやれるのか、自主防災組織がどこまでやれるのか。そうして避難してきた方々も、高齢者とか障害者は別ですけれども、元気の体力のある方はやはり役員としていろいろ避難所の運営にかかわってもらうと、そういうものを今後詰めてまとめていきたいと思っております。

○議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

以上です。

- ○12番(舟山 彰君) きのうもちょうど私の地元の地区の集会のあったときに言われたのは、 今自主防災組織がどうとかってありましたけれども、集会所の扱い方というんでなくて、万 が一のとき集会所をどうするかということなんですね。3月11日のときも、自主防災組織ないしは自治会と言ってもいいでしょう、行政区の、各地区の。早く発電機つけて集会所になるべく電気を明るくつけてここに来てくださいという感じにした地区もあればやむを得ずあけなかったというところもあると。発電機が燃料がなくて使えなかったとか、そういう意味では町としては今懇談会開いて自主防災組織どうこうとやっていますけれども、万が一のとき集会所というのをどのように町としては考えているんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(松崎 守君) 集会所ということでございますが、先ほど町長が申したように避難 所関係につきましてはいざ有事の際は小学校単位にまず6学区について1カ所ずつ配置をし ます、設置をします。これは職員が常駐している施設ということの避難所になりますが、集 会所につきましてはそれらの避難場所あるいは被害状況等に考慮していただいて、地区にお いて自主防災として避難が必要だと判断した場合は集会所を活用して、それを地区の避難所 として運営するということになろうかと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 今小学校区単位で町職員がいるところまで1カ所ずつするということで したけれども、私船岡地区なので、具体的に言うと船岡地区では職員のいるところでという とどこになるんでしょう。具体的に。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。

- ○総務課長(松崎 守君) 船岡地区につきましては船岡体育館でございます。が、いわゆる災害があった場合にまず基本的には設置をする避難所は船岡体育館でございます。ただし、現状況におきまして、船岡体育館はこの震災関係、地震関係で施設的に体育館の利用が難しいという状況もございますので、これらについては状況を見ながら、これから起きた災害があった場合には船岡体育館にかわった別の体育館ということで考えているところでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) ちょうど、私質問しようと。船岡体育館、先ほど町長の答弁では、修理 が終わったけれども、その後今すぐまだ使えないという何かいろいろと、総務課長からあり ましたけれども何が問題になっているんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(加茂和弘君) 答弁いたします。

船岡体育館の構造的な問題の箇所ということでございますけれども、8月末ですね。19日とか22日とか余震がございまして、天井断熱材が一部落下したわけなんでございます。業者にその後体育館全体の被害状況について改めて見ていただいたんですが、2階ギャラリーの鉄骨水平ブレース材の一部のゆがみ、ずれ等が見られまして、業者からは詳細な調査が必要であるというアドバイスをいただきました。急遽、本議会の追加議案で被害調査設計のための委託料の補正について考えているところでございます。

以上です。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 役場職員がいるところということでしたけれども、船岡体育館などはたしかスポーツ振興室の職員がローテーションみたいにしてやっているんですか。そこに専従でずっといるというのではないですよね。この前、3月11日のときには、私はちょうど夜あそこに避難しようとしたんですけれども、結構すぐ近くにいた職員の方が来ていたんですけれども。

例えば、今船岡地区としてはあの船岡体育館だけを考えているわけでしょう。私からすると、あそこはそんなに大きくもない。船岡地区の住民が皆避難してきたら、そして今回の3月11日、職員の方が懐中電灯探していたんですよ、電気がつかないという状況で。廊下にストーブが1台あるぐらいで、町営住宅のアパート近いんですけれども、そこの方の住民だけでもういっぱいだったんです。というのは、中の体育館が窓ガラスが割れたりとかいろいろ

していたんですけれども、申しわけないですけれども、船岡地区の万が一のときの避難所、 あそこだけで、そして今すぐ使えないという説明ですけれども代替というか、ほか考えてい ないんでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(松崎 守君) 町には指定避難所として18カ所ほど指定してございます。その中からまずそういう災害があった場合に優先といいますか、1小学校で1カ所配置するということでございます。ですから、その災害の大きさ、度合い、そして避難民の方々の人数等によりまして船岡体育館で賄い切れなければ船岡中学校、船岡小学校とかその逐次拡大していくという体制をとってまいります。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) ちょうど、船岡中学校出ていて、地元だからというのもなんですけれども、3月11日の午前中、私はちょうど船岡中学校の卒業式に出ていたわけですね。午後2時46分、大震災、そのときは我々は議会の方に戻っていましたけれども、地域の住民からも何でできたばかりの体育館、それもプールをつぶして大きくしたというのは、地元の人たちはあの体育館、防災機能を前より強化したと聞いていたのが、なぜあの夜から避難所として使えなかったのかという強い苦情というんでしょうか。お聞きしたいのは、つまり船岡中学校の体育館は耐震性に問題があったのか、それともほかの小学校の体育館もそうでしたけれども、天井とかそこからぶら下がる構造物が落ちてきたりして使えなくなったと。船岡体育館もそうなんですけれども、まずその耐震性に問題あるのか、例えばそういう上のものの構造物の関係だったのか、お聞きしたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 船岡中の体育館についてですね。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 船岡中の体育館については、耐震性の問題ということではございません。船岡中学校の体育館の入口のドアの破損、それからエントランスの天井の一部の破損、それからステージ壁にひび、そういうことで今回は利用しなかったということで受けとめています。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 先ほど、小学校についてはいつからどうとかという改修のありましたけれども。船岡中学校は、今のような状況ですと終わったんでしょうか、これからなんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。

- ○教育総務課長(小池洋一君) 船岡中体育館の修繕についてはすべて終わっております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) そうすると、中学校の体育館としては体育の授業とか部活動としては体育館は使っていたというか使えるというか逆に言うと工事がいつ終わったのかわかりませんけれども、工事が終わるまではどうしていたんでしょうか。夏休みであれだったんですか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 軽微な破損でございましたので、応急復旧ですぐに修繕をして おります。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) そうすると、今船岡中学校は指定避難所として使えるわけですね。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(松崎 守君) 船岡中は避難所としての体制はとってございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 私が所属する文教厚生委員会で、天井がひどかったなと思うのは船迫小学校だったんですけれども、あれ、国も耐震基準というのはいろいろ厳しくしているんだけれども、天井とかそれからぶら下がる構造物とかあれを基準厳しくすると聞いていたような気がするんですけれども、教育関係の方で天井とか構造物とかもっとどうしろとか通達か何か来ているんでしょうか、地震の後、体育館など、特に。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 改めて天井等についての強化の通達については参っておりません。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 船中体育館、軽微な被害だということなんですけれども、体育館全体としての再チェックというのはしたんでしょうか。例えば、万が一この次大きな地震が来たら、あれが危ないんじゃないかというような、そういう総点検というか再チェックというのはしたんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 町の方に、建築士の免許を持っている方がいますので、そうい う方に、校舎については見ていただいております。それから、被害のあった校舎、体育館に ついては専門業者に入っていただきまして、今回修繕を、災害復旧の修繕を行うということ

で進めております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 大きな2問目の最後になりますけれども、先ほどは船岡地区が船岡体育館ということでしたけれども、3月11日のときは船岡体育館が使えず、船岡中学校が使えず、我々の地区などは東船岡の方に行ってくれというふうになりましたけれども、例えば町民の中に、万が一、次も東船岡だというふうに思っている方もいるかもしれないんですよね。そういう意味でのもう一度、今大きな余震があったときには、船岡地区はどこ、槻木地区はという、そういう周知も先ほどの例えば自主防災組織の懇談会等で言っているんでしょうか。それとも、これから周知するんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(松崎 守君) その避難所につきましては、地区の懇談会、あるいは町のホームページ、それからお知らせ版等において今後まず災害があったときに指定避難所18カ所のうち、そのうち優先的にまず最初に開設する避難所ということで、これからホームページ含めてお知らせ版、地区懇談会、地区懇談会ではやっておりますが、それらについてははっきり周知をしたいというふうに思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 自主防災組織の地区懇談会というと案内としてはあれなんですか。自主 防災組織の役員、それとも一般の住民の方でもいいですよというあれだったんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(相原健一君) 防災地区懇談会については、既にもう行政区長さんの方にお願いを出していますけれども、各地区では回覧をしていただくのと、今舟山議員おっしゃったように自主防災組織の役員全員に通知をお渡しいただくということで、お願いしております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 大きな3問目に入りますけれども、住民との協働ということで、滝口町 長になってから最初にまちづくり委員会というのをつくられましたけれども、その後まちづ くり委員会、各種団体といっていいんでしょうけれども、現在の状況がどうで、町としては それをどう評価しているんでしょうか。
- O議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) それではお答え申し上げたいと思います。 昨年度、公募というような形でまず組織化しました。当然、基本自治条例施行のために参画

と協働というようなことをうたっていたものですから、そういうようなところでまず町と一体的に進めるというようなところで、ただ今後いろんな形での提案制度とか支援センターのあり方、住民投票制度のあり方、こういうものについてまだ方向性的なところが必要だろうというところで、一つ一つ準備を追って一緒になって進めているというようなところです。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 1番目でもさくら連絡橋のことを質問したんですけれども、実は6月議会終わった後に町民の方から、「舟山議員さん、さくら連絡橋って質問していたけれども、さくら連絡橋って何ですか」という問い合わせが来たんですよね。町長とか執行部もその都度さくら連絡橋がどうとか、観光事業に力を入れるということも言っているんでしょうけれども、私からすればそういう問い合わせの電話が来たのは意外だったのは、まだまだですからそういうさくら連絡橋、私は反対ですけれども、ほかの問題でもそうですけれども、まだまだまちづくり基本条例の趣旨に照らして私は町の方の町民への情報提供とか町民の意見の収集というのが足りないというような気がするんですけれども、それはどう思われるでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 情報が足らないというの、理由を上げていただかないと何が足らないのか。やはり、情報提供するのは町長だけではありません。議員さんもこの議会での情報提供しなければなりません。町民は逆に責任として情報を集めるというんでない、触れる機会を持たなければなりません。

今回から柴田町は地区に出向いて住民懇談会をやっております。大分これまでとはやり方が違うので、参加される方がふえました。ですから、住民にやはり情報提供しなければならないということで、いろいろな場面、今回は特に防災関係なんかはプロジェクターを使ってわかりやすく説明しております。ですから、住民が情報が足らないといった場合にどういう情報が足らないのか。私はこういう情報を提供すると言われないと、何回も抽象論で足らない足らないと言われてもやはり理解が進まないのではないかなと思います。じゃあ、どういう場面をすれば情報が足りるのか。お話しくださいと言うと反間権になりますので、言いませんけれども、そういうことを言わないと一町民一町民が言っているだけでは話は進まないと思います。ですから、何回も議会で舟山議員さんに情報を提供しますと言っているにもかかわらず何年と情報不足の方、その電話をかけた方は言っているかどうかわかりませんが、お話ししたいと私言っているものですから、ぜひつくっていただきたいと、その場面、ぜひ

お願いしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 先ほど、住民投票条例制定、委員会設けたらどうかという私の提案というか、町はどう考えているという中で、町長は議会の方で基本条例制定の動きがある、それを見るとか、ただその後にまだまだ住民自治によるまちづくり基本条例が浸透していないというふうに私は町長が答弁したように思うんですけれども、私がこれまでも何回もまだまだ申しわけないけれども町民にはこの条例の趣旨が浸透していないんでないかと言っていたのが、今回町長がそれを認めたような形ということなんですけれども、今の答弁で私がよく町民からこういう電話あったとかなんとかというのを教えてくれや、私が説明すると言いますけれども、町長みずからが条例の趣旨が浸透していないというのを認めたような形だと思うんですけれども、先ほどの説明では。それが、制定どうですかという私の提案というかあれについて議会との関係とか今の基本条例の趣旨が徹底していないからまだ考えませんというようなことだったんですけれども、ちょっと先ほどの答弁からいうと、条例の趣旨が徹底していない、浸透していないと町長自身が認めて、だからこそさくら連絡橋のことわからない人が私はいるんだと思いますけれどもね。もう一度そこ。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 実はその表現は、12月定例会の舟山議員の反対の意見、反対討論からとらせていただきました。町民と対話をしても協働の意味が浸透していないと感じる。これを言ったものですから、私としては舟山議員の言っていることも一理あるということで、これから進化させたいということですね。ですから、あそこに書いたのは舟山議員がこの議会でおっしゃったことをそのままここで発表させていただいたということです。ですから、100%浸透しているというふうには思っておりませんので、今後も努力を続けていくという表現にしたわけでございます。ですから、舟山議員がおっしゃるようにすべて否定しているわけではなくて、そういう事情も承知をしているという回答をしたわけでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 国の内閣総理大臣でも町の町長でも、結局議員さんがこう言ったから私も言ったというだけの言い方と、自分が自分の発言として認めるかということですね。今の答弁からすると、去年12月私が言ったことをもう1回町長が棒読みしたみたいな、自分の意見でないってみたいになっていますけれども、もう1回そこですね。一応は少しなりにまだ浸透していないというふうに町長自身も認識しているのかどうかですね。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 舟山議員の、今度は別な方でのアンケート調査でもあるんですね。ここにでも、まちづくり基本条例については認識度が低く、町民の活動も具体的ではないみたいな回答がこの町政だよりに載っておりますので、これは舟山議員がまとめた文章でありますので、そういう一部もあるということは私も承知をしていると回答をしております。ですから、すべて100%理解されているという表現を使わなかったですね。ですから、そういうことも認識に入れているので、これからまだまだまちづくり基本条例浸透させていかなければならない、そうお答えしたつもりでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 先ほど、今度のあれですね。条例をチェックする審議会に、先ほどの答 弁では8月18日に住民投票条例についての部分の質問もあったと。例えば投票の仕方、開票 の仕方とかですね。全く私の提案を否定するんじゃなくてそういう動きもしていますという ことだったんですけれども、もう一度ちょっとそこ、審議会にどういう点を諮問したかとい うのを担当課長からお聞きしたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 改めて、町長の答弁の繰り返しになりますが、まず一つには住民投票に付することの重要な課題とは何かということです。実際的に事例を挙げることが可能かどうか。こういうような内容を踏まえたところで議論をしていただきたいというところです。

あともう一つは、投票資格の年齢要件です。まちづくり基本条例の中では、18歳というようなところでの説明もあったかと思うんですが、実際的に法の施行、憲法とかほかの直接請求等を見ると、やはり選挙権20歳というようなところがありますので、その辺の18歳と20歳、この辺の年齢要件をいかにするかというような内容です。それから、三つ目に外国人の取り扱いです。外国人については、在住外国人も該当するのか、何カ月以上在住していれば選挙権を発生させるのか。こういうようなものの審議です。

あともう一つは、開票条件です。要は、投票率50%であけるかあけないかとか、こういうような基本的なところの審議を今審議会の方で審議をしているというようなところです。 以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 審議会の要綱というんでしょうか。それはあれでしょうか。基本条例の

運用、運営状況をチェックするための審議会、そのほかに例えば今のように基本条例に関与するような、例えば投票条例を今後どうするんだという、そういう検討まで入っているということで諮問されたんでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) まちづくり基本条例の33条の中に基本条例審議会の設置 基準があります。その中に4項までの項目があるわけなんですが、いろいろとやはり町長が 基本条例の審議会等に規定の提言とか、提言に基づいて適切な答申とかそういうようなもの の考え方を提言するというようなことなものですから、そういうような位置づけの中で一つ 一つ提案を申し上げて、その中で一緒になって審議に当たっていくというような形のスタンスで取り上げております。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 審議会に諮問するとき、町長はどのような提案理由というか諮問の理由 を述べたんでしょうか。この住民投票条例について。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今回、まちづくり基本条例の施行に対してまだ一つの課題が残っているというようなところで、具体的に基本条例をどういうような形で進めていいかというようなところです。その内容については先ほどの4点以外にこれから基本的なところを踏まえたところで一つの条例のたたき台の骨格、骨子ですね。そういうところにも展開するというようなところの、今回は特に基本部分の諮問を前提に審議をお願いしたいというようなところをうたって、文書で委員長の方にお渡ししております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 例えば、町の方でそう諮問するということは、全国の現在の住民投票条例についての例というか情報というか資料みたいなものも、例えば審議会に資料というような形で出されたんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 具体的には、資料等はありませんが、審議会の審議の中において全国の傾向とか、全国的にはこういうような動きがあるというようなものを一つ一つ説明しながら、一つの進行という形で進めさせていただいておりました。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) よく、町民への情報提供とか、町民の意見の収集のことで具体的に町長

が、わからない人、逆に舟山議員が知っている人説明したいから教えてくれとよく言われますけれども、私からすると町が町長がいろんなところ行ったり、場合によってはそこに議長がいたりして町政のことも言ったりとか、あとはお知らせ版とかいろんな出前講座とかいろいろあるでしょうけれども、それでもやはり町民が忙しくて町の情報が入らない場合があると。私からすると、そういう人を少しでも少なくするためにお互い頑張るというのが、言うなればこのまちづくり基本条例の趣旨でもあると思うんですよね。議員さん、そういうまだ情報わからないんですけど教えてくれと、そういうことではないと思いますね。

最後にあれしたいのは、この住民投票条例についての情報というのも、私は今のうちから住 民にもっと周知すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 基本条例の中においてやはり審議会の会議も公開ですし、会議録の開示もするようになっておりますので、その辺は積極的にこの辺町民の皆さんに情報開示はしていきたいというようなことで委員会の中でも言っております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) というわけで、町長がまちづくり基本条例の趣旨が少しもまだ浸透していないというそれなりの認識があったというふうに私も認識して、そのためにもこの協働推進の中のこの住民投票条例についての情報ももっとさらに周知していただければと要望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

以上です。

○議長(我妻弘国君) これにて、12番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時10分になります。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、平間奈緒美さん、直ちに質問席において質問してください。

[1番 平間奈緒美君 登壇]

○1番(平間奈緒美君) 1番平間奈緒美、大綱2問について質問いたします。

住民基本台帳カードの現状と今後の活用は。

住民基本台帳カードは住んでいる市区町村で、簡単に交付が受けられるセキュリティーに優れたICカードです。行政手続をインターネットで申請などができる電子政府・電子自治体の基盤ともなるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化に役立つものとされています。また、平成21年4月20日より、新しい住民基本台帳カードが発行され、今まで以上に本人確認機能が強化されたものとなっています。

しかし、柴田町では、住民基本台帳カードの発行数はここ数年低迷しているのが現状です。 住民基本台帳カードのメリットは、公的身分証明書になることです。昨今高齢化が進む中、 交通事故抑止策として導入された運転免許証の返納制度を活用し、高齢者サービスの一環と して無料交付をしている自治体も多数あります。運転免許証は身分証明書としての重要な役 割を持つことから、自主返納しやすい環境整備をすることが必要であり、住民基本台帳カー ドの普及にもつながると予測されます。そこで伺います。

- 1) 住民基本台帳カードの交付率の推移、普及や周知方法はいかに。
- 2) 運転免許証を自主返納された70歳以上の方の身分証明書として利用できる、写真つき住 民基本台帳カードの無料交付を柴田町でもすることはできないでしょうか。
- 3) 平成23年4月1日現在、182の自治体が、住民基本台帳カードを多目的に活用してます。町としての取り組みを伺います。
 - 4) 今後、住民基本台帳カードの活用を考えているのか伺います。 大綱2問目。

いざというときのために、日本各地に災害協定を含む友好都市を。

東日本大震災では、地震ばかりでなく津波、原発事故と多くの問題が起きました。柴田町でも多くの災害のつめ跡を残しています。いまだ収束しない放射能問題では、特に妊娠中の方や小さなお子さんがいるご家庭では、できるだけ安心な環境で生活できることが望まれます。

原発事故に関しては、柴田町は原発から80キロ圏内に位置しており、いかなる場合も想定しなければなりません。緊急避難になった場合の集団疎開場所なども、今だからこそ検討していくべきだと考えております。現在、柴田町では、国内では姉妹都市として岩手県北上市との交流、歴史友好都市として北海道伊達市と地域間交流の推進を図っています。

今後は、いざというときのために、西日本方面の市町村と災害協定だけではなく友好都市を

結ぶべきと考えます。もちろん災害時だけではなく、観光、文化など友好都市としてのつながりを深めていくことは互いの利点となるのではないでしょうか。町の考えを伺います。

〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 平間奈緒美議員、大綱2点ございました。

第1問目、住民基本台帳に関する質問でございます。4点ございます。

第1点目。住民基本台帳カードは2002年8月から運用を開始されました住民基本台帳ネットワークを構築することを目的に改正された住民基本台帳法に基づき、住民からの申請により市町村長が交付する本人確認情報が記録されているカードでございます。このカードを利用することで、住民基本台帳ネットワークと連動した住民票の写しを住所地以外の自治体でも交付を受けることや、転入転出手続の簡素化や、電子証明書による本人確認が必要とする行政手続のインターネット申請が可能となるものでございます。

本町における住民カード交付枚数につきましては平成15年8月から交付しており、当該年度の交付枚数は59枚で、交付率0.15%でしたが、平成22年度は136枚。これまでの交付累計は935枚で、交付率2.44%の推移となっております。ちなみに、平成21年度の全国の交付率は3.49%。宮城県では2.46%となっております。

この住基カードの普及や周知方法としては、町広報しばたお知らせ版に随時掲載するととも に、町ホームページ上に申請手続について掲載し周知を図っているところでございます。

2点目。運転免許証を自主返納した70歳以上の方の身分証明書として利用できる住民基本台 帳カードの無料交付ということでございます。

議員ご質問にありましたように、他の自治体では警察署と連携しながら高齢者で運転免許証を自主返納した住民を対象に、運転免許証にかわる身分証明書として利用できる写真つき住民基本台帳カードを無料で交付している自治体もございますが、それと若干異なりますが、現在宮城県警では運転免許証を自主返納された方に運転免許証サイズで写真がついている運転経歴証明書を申請により交付する制度を運用しております。申請は各運転免許センターに運転免許返納手続を1カ月以内に行い、申請手数料につきましては1,000円以内となっておりますが、柴田郡内では交通安全協会より会員加入者を対象として1,000円の助成を行っておりますので、このような既存制度を活用していただきたいと思っております。

3点目。住民基本台帳カードの多目的利用の例を調べてみますと、その内容としては証明書の自動交付機、印鑑登録証、図書館サービス、申請書自動作成、公共施設の予約、地域通

貨、商店街ポイントサービス等への利用が行われております。このカードにつきましては、カードに登載されているICチップ内の空き領域に条例に基づき市町村独自の多目的利用をすることが可能で、各種証明書自動交付サービスや民間登録証と一体化としての利用、申請書自動作成システム、公共施設予約サービスなど必要に応じたサービスを実施することができます。しかし、費用対効果の面と、設備導入などによるコスト面を考えれば、現時点で住民基本台帳カードの多目的利用に着手するには多くのハードルがあると考えております。

4点目。今後の活用ですが、本町といたしましては住民基本台帳カードの多目的利用の導入に当たっては、多額の初期投資を初め維持管理経費などが必要となることから、県内または全国の自治体が現在行っている住民基本台帳カードの多目的利用の例を参考とし、導入に当たっての費用対効果と設備導入などのコスト面など総合的に検討し、町内関係各課等の意見を伺いながら住民基本台帳カードの多目的利用が可能かどうか検討をしてまいりたいと思います。

大綱2点目。いざというときのために日本各地に災害協定を含む友好都市をという点でございます。

町では、地形の類似、歴史的つながりの縁で岩手県北上市と姉妹都市、亘理伊達家ゆかりの縁で北海道伊達市と歴史友好都市として盟約の締結を行い、民間主導による文化交流などを通じて親善を深め合っております。さらに、北上市、伊達市の両市とは、地震等による大規模災害発生時における応急復旧活動に関する人的物的支援について災害時相互応援協定を締結しているところでございます。今回の東日本大震災の被災に際しては、寄附金や支援物資の提供をいただきました。大変感謝をいたしております。

このように、災害時相互応援協定を締結しておくことは、応急の復旧活動や物資の提供など被災自治体への支援が期待できますので、常日ごろから多くの自治体と友好を深めておくということは大変重要だと認識しております。しかし、ご提案をいただきました西日本方面の市町村の友好都市の盟約締結についてですが、友好都市としての交流を深めていくためには歴史的なつながりや自然環境が類似しているなどの共通点、あるいは提携前から市民(町民)レベルで交流しているなどのきっかけといった2都市間に必然性がないと長続きしないのが実情でございます。現状においては、北上市、伊達市等の交流に重点を置いてまいりますが、今後今回の震災や原発の教訓をもとに災害時相互応援協定の中身を精査して、避難住民が発生した場合の受け入れ体制等も新たに協議しながら2者間の後方支援体制の有効性について考えてまいります。

なお、緊急避難する場合には、生活権の保障や賠償問題にも係ることから、町単独での判断 はできません。国、または県の方針に基づいた対応に従わなければなりません。また、災害 の規模によっては一市町だけで避難住民を受け入れるための住宅や避難所の確保にも限界が あり、広域的な対応も必要と思われますので、県が中心となって緊急避難場所の選定をされ るものと考えております。

以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 平間奈緒美さん。再質問ございますか。どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 住民基本台帳カードに関しては、初期投資が大変かかるということで、前回平成20年に我妻議長の方からも一般質問されていたんですけれども、平成23年度以降国の動向を見ながら検討していきますという町長の答弁がありました。実際には、少しずつではありますが、カードの普及は進んでいる。当初に比べれば、平成15年に比べれば2.44%ふえているということですが、いろいろ他の導入されている市町村見てみますと、印鑑証明なり証明書の自動交付機などさまざまな多目的利用をされている自治体があります。今回、いろいろ飛ぶんですけれども、せっかく町としても導入をしているもの、発行に係る手数料をかけて導入しているものですから、もう少し普及面で何か方策を考えているのか。もう少し今あるものを利用して交付率を上げるような施策を町として考えているのか伺います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 町としての導入している今回の住基カード、それについて普及 面で方策を考えているのか、また今後どういうふうに考えているかということでありますけれども、先ほど町長も答弁申し上げましたとおりこの住基カードの自治体側の全国で今182の 自治体が住民基本台帳カードの多目的利用ということで取り組んで、交付率を上げておりますけれども、やはり初期投資であるとか毎月毎月の維持管理費それらを調べてみますと、初期投資として大体5,000万円くらいかかっているんですね。毎月の維持管理費として100万円 ぐらいかかっていますので、年間大体6,000万円、初期投資については3年とか5年のリースがありますので、額については年償還でいきますが、あと毎月維持管理として100万円というものがかかりますので、やはり町としても確かに住基カードというのは普及することによって身分証明とかなりますし、また国のいろんな、例えば国税庁の電子申告とかそういうものにもお使いできますので、当然普及面については今後努力していかなくてはならないと思いますが、現時点では経費の面で、まだ検討が必要かなというふうに考えております。また、

今後ともこの普及につきましては町のお知らせ版とかまたはホームページ上で、普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 5,000万円という金額を聞いて、初期投資はちょっとかかるのかなと思って聞いてました。ただ、せっかく総務省が国を挙げてというんですか、住基カード交付率を上げるための施策を、ホームページ上でもいろんなパンフレットとかこんなに便利ですよとやっています。特に、私は車を運転しますので公的身分証明書は運転免許証がありますけれども、運転されない方などは身分証明書がない、写真つきの身分証明書って結構いろんなところで、携帯をつくるにしてもいろんなところで提示をしてくださいというのがあります。そういった意味で、本当にこの住基カードというのは、本当に簡単な手続で写真をつけるということもありますけれども、安い単価で公的身分証明書ができるということですので、町の方としてもこの身分証明書の、何ていうんでしょう、パンフレットがいろいろ出ておりますけれども、例えば窓口にいらした方、印鑑登録をとりにきた方とか、実際に今できないんですけれども、そういう方に周知をする意味でもお声がけするということは検討していただけますでしょうか。伺います。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 確かに、運転免許証を持っている方については免許証が身分証明となりますし、運転免許証をお持ちでない方は先ほど議員さんの説明にもありましたとおり、いろいろと提示を求められた場合にはその住基カードが身分証明書になるということで、それの普及率を上げることについては当然やっていかなければならないと思います。それで今、窓口にいらした方に周知をしてもっと住基カードの交付申請を多くして普及率を高めたらいいんじゃないかというご提案でありますので、それらについてはそういう進め方をやることはできますのでやっていきたいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) まず、お金のかからないところから交付率を上げていくことが大事だと思います。特に、窓口で住民票をとりにいらした方、さまざまな手続をされる方にとってそういったこういうのがありますよというパンフレットを置いておくなり、口頭で受け付けの方が説明して簡単にできますよというのがあれば、交付率がまずふえていくと思います。交付率がふえていけば、必然的にいろんな多目的カードの利用、普及も考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 多目的利用につきましては、先ほどもありましたとおり簡単に多目的利用するためにカードの中にいろんな情報を入れることができませんので、その辺については先ほどお話し申し上げたとおり相当の設備投資がかかりますので、その活用については今後検討させていただきたいと思います。ただ、パンフレットを置いたり、口頭で説明をしてまずは住基カードの交付枚数、交付率を上げるということにまずは努めさせていただきたいと思います。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) ちょっと伺いたいんですけれども、執行部の皆さんで住基カードお持ちの方、何人いらっしゃるか、ちなみに伺いたいと思います。もし、手挙げていただければ、持ってますという方、いらっしゃいますでしょうか。(「はい、持ってます。挙手してください」の声あり)済みません、議員の方ももしあれでしたら、持ってますという方。済みません。議員の方が多いことで。済みません。私も、写真つきではありませんが、住基カードは持っています。やはり、町の行政をつかさどる方が、まず持っていただくことが住民の方に対しての一番の周知になるのかなと私は考えますが、執行部の皆様いかがでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(松崎 守君) この証明書ということで、国を挙げての事業ということもあります し、町の我々末端にいる職員としてそれらを推進するということで、これから職員の啓発含 めて対処していきたいというふうに思っています。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 今お約束いただきましたので、多分今月の発行部数はいきなりふえるのかなと私も期待しております。この住基カードについては私も最初は全然関心なかったんですけれども、確定申告をする際に必要、あれば便利ということで、つくらせていただきました。実際につくると簡単に、税務申告なんか簡単にできますので、ぜひそういった意味でもまず執行部の皆様がつくっていただく。国の施策ですので、ぜひ今月部数聞くの楽しみにしておりますのでよろしくお願いいたします。

全体的には、平成23年3月、4月から平成6年の全国交付についてなんですけれども、23万5,000枚が出ております。累計枚数で582万4,000枚が平成23年6月30日現在で出ています。着実にふえているということもありますので、ぜひ柴田町でも1枚でも多く普及できるよう

に、まず窓口の方でも業務ちょっと多くなりますけれども、お願いしたいと思います。

高齢者の運転免許証につきましては、宮城県警のホームページを見ると先ほど町長の答弁もありましたとおり別にちゃんと発行していますよとありました。結構宮城県の中ではそんなに進んでいないのかなと。実際に、券が、カードが2枚3枚4枚とふえていくとお財布に入る結構ポイントカードだったり、そういうカードもふえるとなかなか使いづらいのかなというものもありますので、できるだけ町としても手数料500円、今負担でやっていますけれども、それを無料にすることで高齢者の方も住基カードのあり方というか、そういったものを理解していただけるのかなと思いますので、ぜひ住基カードの方での手数料無料化を検討していただきたいんですけれども、それについて伺います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 確かに、高齢者の方々が免許証を返納された場合に新たな身分証明書となるというのも確かにそのとおりだと思います。無料化につきましては現在生活保護の方につきましては町の手数料条例の中で無料化しております。無料化する場合については、高齢者の方だけじゃなくてやはり無料化をすべき対象者はどのような方々に無料化をすべきかということも総合的に検討して条例改正をしなければなりませんので、それも含めながら無料化する場合については検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) ちょっと古いんですけれども、茨城県の古河市で住基カードの交付率 県内トップという記事が出ていました。名称なんですけれども、高齢者元気アップ事業ということとコラボして住基カードの普及を進めている事業が載っていました。これはカードを 提示することによって例えば市内、これですと 5 カ所の施設が無料で利用できるとかいろい ろあったんですけれども、高齢者の方にはとても好評でカードで元気アップということで新たな交流も一段と深まっているという記事が、これは市民生活部の方のブログとして載っていたんですけれども、実際に免許証を持っていない方も、いない方で公的身分証明書をお持ちでない方もいっぱいいらっしゃると思います。そういった方に、例えば私は今回70歳とさせていただきましたけれども、60歳以上の方とかにちょっと名称を楽しい感じのものにして高齢者元気アップとかという感じで、なんかこう名称をつくって普及率を高めていくという施策もおもしろいのかなと思って読んでおりました。ぜひ、そういった検討もお願いしたいと思います。

初期投資がかかるので、コンビニ交付なんかもいろいろ聞こうと思ったんですけれども、コ

ンビニ交付に関しては今いろんな自治体が行っております。コンビニに行けばコンビニの機 械に住民基本台帳カードを入れていろんなできるということなんですけれども、これも初期 投資がかかると思ってよろしいでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 確かに、今全国の自治体は当初は自動交付機を設置して印鑑登録証であるとか図書カード、こういうものを1枚にして住基カードとして利用するパターンが多かったわけですけれども、最近の例としてはコンビニのシステムを導入する自治体が確かにふえております。当然そこの状況を見てもやはりコンビニのシステム導入についても大体6,000万円ぐらいかかっているのが実態でありますので、今度のコンビニ交付にした場合にどういうものをコンビニ交付としてやれるか、その辺も総合的に判断が必要だと思いますので、全国でやっている、先ほどもお答え申し上げましたとおり、いろいろな事例をいただきながら今いろいろな方向で各自治体取り組んでおりますので、総合的に検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 一つの大きなシステムを導入するということは、どうしてもコストがかかってしまうというのが大前提であります。ただ、今後を考えて職員の数もだんだん減ってきて窓口業務のあり方を考えたときに、やはり機械でできるものは機械で、職員の方には相談業務なんかを集中的にやってもらえるといいのかなと。もちろん窓口は必要なんですけれども、そういうのも総合的に検討していっていただければなと思います。ぜひ、せっかく町の中に交付機あります。初期投資、多少かかっていると思います。その導入に際しては。これをさらに有効活用して、少しでも住民の皆様のサービスにつながる、どうしても土日、時間内に役場に来なくてはいけないということが不可能な方も当然多くいらっしゃると思います。そういった意味でも、今あるものを少しでもよく活用できるようなことを検討していただきたいと思います。

住基カードについては以上です。

友好都市について、大綱2問目について質問いたします。

今実際柴田町で、岩手県北上市と北海道の伊達市と交流を図って、特に北上市とは毎年お互いに行き来をしている、交流を図っている。伊達市に関しても定期的に交流を図っていますが、現状の細かい主な活動内容について伺いたいと思います。

○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長(平間忠一君) それでは、平成22年度の実績というような形でご報告を したいと思います。

まず、北上関係の交流だったんですが、昨年11月27日において姉妹都市交流バス事業という 形で北上市の黒岩地区の住民の皆さんと上川名地区の皆さんが交流会を北上で実施しており ます。ことしは逆に柴田町に来ていただいての交流というような形になっております。それ から、ことし10月、少年野球クラブが北上の方に交流というような計画も聞いております。 このような形で北上とはまず行ったり来たりという市民レベルの事業も多くやられていると いうようなところです。

それから、歴史往来都市伊達市については、昨年8月7日ですが、柴田町会場において子供たちのスポーツ祭を開催いたしました。種目は、野球、バレーボール、剣道というようなこういうところで、「従兄弟スポーツ祭」というような形で実施をしているというようなところです。ことしは、この震災があったためにやはり事業的な計画は行わないというようなところになっております。以上が、平成22年度の交流の概要というようなことでご報告しておきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) いろんな意味でのいい活動が、交流が深められているのかなと思います。特に、伊達市、亘理町、山元町、新地町との昨年行いました「従兄弟スポーツ祭」には、本当に子供たちが、いろんな地域の子供たちが集まって一つのスポーツを通して交流を深めるというのは本当にいいことだなと見ておりました。とても楽しそうでしたし、ぜひこれからもそういった交流を、特に今回に関しては山元町、亘理町、新地町の皆様に関してはあれなんですけれども、そういった意味でスポーツを通して交流をどんどん深めていっていただきたいと思います。

それで、それにかかる費用なんですけれども、一応町の予算ということで出ているんですけれども、実際にことしは北上市の方から来ていただくということなので予算は減になっていましたけれども、やはり大体お互いに行き来することで交流を深められていくと思うんですけれども、いろんな方、一定の方だけではなく、いろんな方に、町民の方にお声がけをして町として交流を深めていったらいいんではないかなと思います。一定の人たちだけでなく、例えば柴田町広報でお声がけをしたりとか、そういったものも今後検討していただけるか、伺います。

- ○議長(我妻弘国君) 済みません。災害の友好都市のことについてなんですけれども。災害協 定のことじゃないんですか、これは。
- ○1番(平間奈緒美君) これは違います。
- ○議長(我妻弘国君) それは前段として必要ですか。
- ○1番(平間奈緒美君) はい。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 姉妹都市については、やはり継続的な交流が基本というようなことで、町の考え方はやはり民間ベース、各団体がやはり主体的に立ち上げるべきかというようなことで考えております。まして今回、住民参加型のまちづくり基本条例ができまして、支援センターもできております。そういうような、まず拠点、施設を使いながら、やはりそういうようなところの支援、各団体につなげていければと考えております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 先ほどの町長の答弁の中で、もし原発、何かで緊急避難があったときに町レベルではなくて国レベルで移動しなくては、国レベルの対応だというご答弁がありました。もちろん、それはそうなんですけれども、例えば今回、柴田町自体は80キロ圏内に位置しておりますので、いつ避難してくださいと言われる可能性も十分に考えられると思います。その中で、個々で親戚をあてに頼ったりというのはできると思うんですけれども、町レベルでどこかにするということはやはり無理なんでしょうか。伺います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 先ほどの北上市とは、災害協定の中で避難所というよう な被災した場合の締結というような形での支援をいただくようになっております。

伊達市については、今回の被災で御存じだと思いますが、亘理町のイチゴ農家の方が伊達市で無償に、無料で土地の提供と生活費を保証して被災地としての支援をしております。ですから、そういうようなところの実効性も出てきているものですから、そういうような形の市町村と運よく姉妹都市締結して災害協定も結んでいるものですから、そういうような支援は簡単に話し合いの中でできるのではないかと考えております。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) もちろん、民間レベルでということが一番大きいと思うんですけれども、例えば特に伊達市、北上市は行きようによっては行けるので、個人的にも旅行がてら行ったりいろんな地域を地域間交流もできると思うんですけれども、例えば伊達市との下見ツ

アーとかそういったものをもう少し民間レベルで普及できないのかなと。いきなり例えば、 伊達市の方に避難しますといったところで、隣近所知っている方がいなければやはり不安に なると思いますので、そういったどんどん民間レベルでも民間企業を巻き込みながら地域間 交流を深めていくべきではないかと思うんですけれども、それについて、ちょっとだけ伺い ます。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。 そうですね。そういうような面もありますし、やはり市町村交流というようなこともありますので、今後検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) 今回、西日本方面に災害協定を含む友好都市づくりを提案したんですけれども、なかなか難しいという町長のご答弁がありました。でも、実際に柴田町を、もちろん災害も含めなんですけれども、いろんな意味で知っていただくためには、ふだんからの交流というのがもちろん必要です。例えば今回自衛隊の方が、兵庫県の自衛隊の方、いろんな各都道府県から我が柴田町にも応援をいただきました。そういった中でもっと柴田町をPRする機会というのもあったと思いますし、ちょうど4月に起きた余震のときに兵庫の方がいらっしゃって、そこで船岡小学校の桜を見ていただきました。そこで町のPRもさせていただきました。一目千本桜、とてもきれいですよということで。そういった意味で、せっかく遠くの地域から、自衛隊の方でしたけれども、来ていただいたことによって柴田町を見ていただいた、きれいな桜を見ていただいたということは、非常に町の観光にもつながると思うんですね。そういったことで、西日本とはなかなか歴史的なものがないとか答弁でありましたけれども、そういった今回のことを通じて友好都市なり交流都市なりをつくっていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(菅野敏明君) 今のまちづくりの方からも答弁があったと思うんですけれど も、まずもって地域間交流といいますか、観光の面でいきますと当然北上市のいろんな名産 物、それから民俗芸能なんかもございますし、過去にも城址公園の方にお招きをしながらい ろいろ交流を深めたということもございますので、今後もやはりこちらからも機会を見つけ ながら交流を深めて往来できれば、もっとよりよい関係が築かれて、このような災害等につ いても大きな力になるかと考えてございまして、今後もやはり観光の面からもいろいろ交流

を深めていきたいというふうに思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○1番(平間奈緒美君) できるだけ多くの自治体と交流を結ぶことによって、災害だけではなく観光、それこそ若い世代との交流を結ぶことで、例えばうまくいけば結婚して柴田町に住んでいただけるとか、そういった幅広いことも考えられるのかなと、私は思っております。私も地方から、他県から嫁に来たものですから、特に柴田町のよさというのはやはり外から嫁いできた者、外から越してきた方が一番よくわかっていると思います。そういった意味でも柴田町をもっとアピールする意味でも、せっかくいろいろな方が柴田町に来ていただいたので、ぜひ姉妹都市というのは難しいでしょうから、交流都市とかそういった意味でのつながりをつくって行政レベルでまずつくっていただいて、足がかりを、それからだんだん民間に落としていただいて、民間で例えば下見ツアーに行くとか、例えば婚活をお互いにするとか、そういった幅広い意味での交流ができるのかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) どなたがいいでしょうか。(「町長に」の声あり)答弁を求めます、町長。
- ○町長(滝口 茂君) 実は、私も県の企画におりまして、県際交流、隣近所の交流ですとか飛行機が広島と鹿児島に飛んだときには3県交流というものを企画して3年ぐらいやるんですが、大体パターンが決まっております。職員の相互派遣、議会との交流、スポーツ交流、そして女性の交流と、お互いに郷土料理を食べましょうと、3年は続くんですが、だんだん最後にはしり切れトンボになっていくのが実情なんです。ですから、必然性がないとなかなか友好都市というのは結べないというふうに思っております。

ですけれども、柴田町をアピールするという面ではまだまだ足らないということでございます。ですから多くの自治体に柴田町に来ていただくためには、桜だけではなくて子供たちとの自然体験を槻木地区でやっていくとか、今柴田町で力を入れているのは「花のまち柴田」ということで、例えば槻木地区については雑木林とか里山を、ハイキングコースなんかをつくりました。あれを仙台周辺をターゲットにして全国展開するとか、今回、議論がありますけれどもさくら連絡橋ができればここはウォーキングのメッカになりますので、全国からお客さんを集めるつもりでおりますので、そういった面で対外的に柴田町のよさをアピールしていきたいというふうに思っております。

最後に、宮城県柴田町にお嫁に来ていただきまして、本当にありがとうございました。

〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

○1番(平間奈緒美君) ぜひ、災害があったから考えるんではなくて、今大分皆さん落ちつきを取り戻した段階でいろんなところとの交流を深めていくということは本当に大切なことだし、人と人との交流というのは私はとても大事なことだと思います。ぜひ、友好都市が本当はできれば西日本の方にできていろんな意味で交流ができればいいんですけれども、それができないのであればいろんな意味での町長がセールスマンとなっていろんな地域に出向いて柴田町をアピールしていきながら、いざ何かあったときには柴田町の特に高齢者だったり小さいお子さんをお持ちの方だったり妊婦さんだったり、そういった方をすぐにでも受け入れてもらえるようなところをつくっていくというのも、町としてのサービスではないかなと。住民のことを考えたサービスだなと私は感じております。ぜひ、今後ともいろんな意味での各自治体との交流、行政レベルで考えていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(我妻弘国君) これにて、1番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時です。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番大坂三男君、直ちに質問席において質問してください。

[11番 大坂三男君 登壇]

O11番(大坂三男君) 11番大坂三男です。大綱2問にわたって質問を行います。

1問目。デマンド交通の進捗状況は。

新交通システムの導入については第5次柴田町総合計画で導入が明示されており、町長の平成23年度施政方針の中でも、高齢者も利用しやすい柴田町に合ったデマンド型乗り合いタクシーなどの新たな地域公共交通の実験的な運行を目指すと述べています。

平成23年第1回定例議会の私の質問に対して、新たな公共交通の実用化に向けて、これまで 行ってきた関係者との打ち合わせや話し合いを進め、方向性が見えた時点で地域公共交通活 性化協議会を設置したいと答弁しています。

3月11日に発生した東日本大震災による大混乱の中で平成23年度が始まりました。さらに、

4月の大規模な余震もあり住民生活上最も重要な電気、水道、ガス、食糧や燃料供給の途絶等、生活インフラがずたずたになり、その対策のため役場は組織を挙げて全力で対応し、役目をおおむね果たしてこられたことを評価し感謝しております。

この間、当初の計画や事業実施がおくれたりするものもあったようで、やむを得ないと認識 していますが、その影響かどうか、新交通システムの導入について関係者との話し合いの状 況や、地域公共交通活性化協議会設置の具体的な姿が見えてきておりません。

早急に、地域公共交通活性化協議会を立ち上げるべきであると思うが、関係者との打ち合わせ状況や庁内担当部門の検討状況はどうなっているのか伺います。

2問目、今後の財政運営は。

平成22年度決算を受けた本町の財政健全化比率は、私が調査したところによると、実質公債費比率は14.1 (平成20年度16.2、平成21年度14.7)であり、将来負担比率は84.3 (平成20年度91.8、平成21年度83.4)となり、実質公債費比率は順調に改善しているものの、重要な指標である将来負担比率が平成21年度よりわずかながら悪化しています。本町は過去数年間にわたって順調に財政再建の道を進み、各指標も順調に向上してきた中で、今回の将来負担比率の結果が気になるところです。

3月には東日本大震災が発生し、本町でも公共施設や上下水道等の生活インフラに大きな被害が発生。その災害復旧や被災住民への支援等も含めて、当初予算時には予想もしていなかった多大な震災関連予算が発生しました。

住民の命や健康、生活を守り、安全、安心な地域をつくることが自治体の使命である以上、 今回、災害関連の歳出に財政調整基金(町債等管理基金を含む)から4億6,000万円余りを充 当したことは当然であります。

この結果、国や県からの災害関連支出金、補助金も含めておおむね災害復旧のための予算 は確保できたのではないかと安堵しています。

一方で、このたびの震災関連の補正によって平成23年度以降の財政状況に影響が出ることは 必至であり、今後の財政運営がどうなっていくのか懸念されます。

特に、東日本大震災後の財政状況の現状と今後の財政運営について伺います。

- 1) 財政調整基金の残高が約3億円に急減した。来年度以降の財源不足及び災害等の発生に対処できるのか。万が一の場合に備えて財政調整基金等、現金の一定の確保は必要である。 対策をすべきでないか。
 - 2) 平成21年度に比し、平成22年度の将来負担比率が悪化した理由は。

- 3) 本町の東日本大震災復旧に係る費用(予算) は総額幾らになるのか。
- 4) 平成23年度の地方交付税額は。東日本大震災復旧に係る特別地方交付税はどうなる。
- 5) 国の第1次補正予算は、本町にどのように配分されたか。
- 6) 同じく国の第2次補正予算の本町への配分はどうなるのか伺います。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

「町長 登壇〕

O町長(滝口 茂君) 大坂三男議員、大綱2点ございました。

まず、デマンド交通の進捗状況でございます。

現在、平成24年度中のデマンド交通の実証運行に向けて、先進市町の実態等を参考に導入スケジュール及び運行体制等についての素案づくり、町内タクシー事業者等の各関係機関との調整など、諸準備を進めております。なお、導入には、タクシー事業者の協力が不可欠であることから、これまでの個別の話し合いや合同打ち合わせ会議を実施し、率直な意見交換をする中で、一定の理解はいただけているものと思っております。今後改めてタクシー事業者との打ち合わせ会議を開催し、事業に対する参画意向の確認を行っていきたいと考えております。その上で、道路運送法に基づく協議会、地域公共交通会議といいますが、協議会を10月をめどに設置を予定し、その中で町の実情に合った具体的な運行計画等の策定を進めていきたいと考えております。なお、協議会、地域公共交通会議の構成メンバーにつきましては、地域の実情と課題解決への合意形成及び地域公共交通を継続的に支えていく観点から、専門的知識を有する交通事業者、国、運輸局でございますが、県、警察、利用者、学識経験者、商工会、行政区長等の関係者の代表、25人程度を予定しております。

大綱2点目。今後の財政運営でございます。6点ほどございました。

まず1点目。財政調整基金等については、平成22年度末では約8億8,000万円の残高でしたが、当初予算で1億円、東日本大震災に対する緊急手当てとして約4億6,000万円の取り崩しを行ったことで、現在約3億円規模となっています。逼迫した状況にありますものの、震災復旧費については今議会に上程する補正予算でおおむね固まり、今後大きな歳出要因はないものと判断しております。被災3県にある地方自治体は、特定被災地として指定されており、復旧復興には国庫財源措置や特例起債など手厚い措置が講ぜられますが、すべてが賄われるわけではなく、相応の市町村負担も必要となります。現時点で、これ以上の災害は考えたくないのですが、最悪の事態にも備え財政調整基金等の備えは早急に回復させなければと考えております。

平成24年度以降の予算編成に向けては、今後の特別地方交付税の動向がかぎを握ると思って おりますが、来年度は要求基準また総合計画での相応の調整が必要になる可能性が高いのが 平成24年度と平成25年度の2カ年と判断しております。

2点目。将来負担比率については、平成21年度83.4%、平成22年度84.3%と0.9ポイント上昇しています。地方債現在高が減少したものの、負担軽減要因となる各種基金、都市計画税、基準財政需要額参入見込額等が変動したため、数値がわずか上昇する結果となりました。ただ、早期健全化基準とする値は350%であり、昨年度公表の全国の平均が110%水準になっていることを考えれば、柴田町の将来負担比率が0.9ポイント上昇し84.3%となっても将来は心配する変動数値ではないと判断しております。地方債の現在高については、平成21年度決算においては119億271万7,000円。平成22年度決算においてはこれまでにない大型の公共事業を実施しても118億1,581万6,000円となっており、着実に町の返済額は減少しているのが現状です。つまり、借金地獄から解放されつつあるということでございます。

3点目。今回の東日本大震災に係る予算。平成22年度、平成23年度合算は今議会での補正予算まで含めますと一般会計で約15億円、下水道会計で約13億円、合計約28億円規模の計上となっております。

4点目。平成23年度の地方交付税額は。東日本大震災復旧に係る特別地方交付税はどうなるのかということですが、普通交付税は25億1,604万9,000円となり、昨年の交付額25億1,092万7,000円と比較すると500万円程度の増額となりました。しかしながら、交付税不足を補う臨時財政対策債については、算定方式変更により前年度比では1億5,000万円程度減額となっております。特別交付税については、震災直後復旧財源として特例交付が行われ、柴田町には4,415万5,000円が交付されました。当初予算では1億3,000万円の特別交付税を見込んでいますが、決算ベースでは増額になるものと判断しております。

5点目。国の1次補正においては東日本大震災関係経費として4兆153億円の財源が手当てされ、そのうち1,200億円が地方交付税交付金として措置されました。先ほど申し上げましたが、4,415万5,000円の特別交付税の特例交付がその配分となります。

6点目。2次補正予算としては1兆9,988億円の財源措置がなされ、震災復興のための費用 に充てられますが、地方交付税交付金としては実質4,600億円が予定されております。各自治 体配分についてはいまだ具体的数値は示されておりませんが、被災度や復旧復興計画に対応 し算定が出されるものと思っております。

以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 大坂三男君、再質問ありますか。許します。
- O11番(大坂三男君) デマンド交通という形で質問のテーマに上げておりますが、自治体の住民の足である新しい交通システムの構築ということで、町は多分デマンド型タクシーという方向で進んでいるというふうに私は認識しておりますが、はっきりともう今の段階でいわゆるデマンド型乗り合いタクシーという方向に決めたというような認識でよろしいのかどうか確認をしたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) お答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、町は巡回バス方式というのでなく、利用者の希望に合わせた自 宅から目的まで行けるドアツードアという考え方に立ったデマンド型乗り合いタクシーとい うようなことを今計画をしているところでございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) いろんな自治体でこのデマンド型乗り合いタクシーというのが採用、導入されているようですが、自治体によってもいろんな形が少しは違っていたりするところもあると思うんですが、この確認の意味でデマンド型タクシーというのはどういうものなのかということを一つの事例をインターネットで引っ張ったので、ちょっとこれを読んでみたいと思うんですが、多分こういう方向で柴田町も考えているんだろうなということで、これを読ませていただきます。

高齢者など、交通弱者の方々が公共施設や医療機関へ出かけやすい環境を整備するとともに、商業の活性化を図ることを目的としていると。デマンドタクシーとは、交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで乗り合いタクシー方式で送迎するサービスです。乗りたいときに電話やファクシミリで予約をすれば、だれでも利用することができますので、お気軽にご利用くださいという、この自治体のチラシなんですが、今言った目的とかそういう方式、全くこのような形になるのかということでよろしいでしょうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 基本的に、そういった目的の中でデマンドタクシー、乗り合いタクシーの方進めていきたいなと考えております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) それで、実証実験、実験運行に向けて特定の地域でヒアリングというか 意見を聞いたり聴取したり説明をしたりと、話し合いをしたりというようなことがなされて

いると聞いておりますが、その辺少し詳しく説明お願いします。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 昨年、実施したわけですけれども、地域の方で開催させていただきましたけれども、それぞれの地域で事情が違ってございますけれども、特に槻木地区の住民の方ですとかなり不便を来しているとの状況の声があるところでございます。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 槻木地区のどこでやったのか。どういう方に参加いただいたのか。どういうご意見があったのか。理解力が、皆さんの理解度がどうなったのか。ちょっと詳しくと私申し上げたんですが。お願いします。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- 〇地域再生対策監(宮城利郎君) 申し上げます。

ちょっと詳しい資料をここに持っていないものですから。入間田地区においてそれぞれお集まりいただいて、人数的にはわずかだったわけですけれども、いろいろそういった中でご意見をいただいたところです。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) ご意見いただいたのはわかるんですよ。だから私、これ3回目か4回目 なんですね。このデマンド公共交通の質問については。もう少し具体的な内容に入って、質 疑をしたいと思いますので。何人が来たとかじゃなくて、どういう方がお見えになってどう いうご意見があったかというようなことまでお願いします。
- O議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 申しわけありません。

柴田小学校区ですと、交通に対する不満の方が最も高いということで、さらに将来に対する不安も大きいという状況になってございます。それから、共通してなんですけれども、不満の理由等については病院等への移動にあるというような状況でございます。それから、あと槻木小学校区に関しても、病院等の通院に対しての不満が多いという状況でございます。それから、東船岡、船岡、船道、船岡地区についても同じような状況になってございます。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 例えば、利用料金とか、具体的にどのぐらいになるんだべなというよう な質問があったり、そんなに高いんではちょっと無理だとか、それからその利用の仕方です ね。一般的に私は健常者が対象だと思っているんですが、住民の皆さんの中には介護とか健

常者じゃない方が福祉タクシーというか、そういう介護のための送迎、そういうのにも利用できるような思い、勘違いをされている、そういう話も出たやにも聞いておりますが、そういうことについてはいかがなものでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) まず、利用料金の設定の関係なんですけれども、これはアンケートの方でもデマンド関係でアンケートさせていただきましたけれども、やはり先制導入している市町村の例もとりまして、余り高い料金ですと敬遠されるという状況もございまして、1回当たり300円から500円程度の利用料金にしてほしいというような状況があります。

それから、介護の方の送迎等ですね。その辺についてはきっちりとデマンドと介護との住み 分けはしているところでございます。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 住み分けということで理解しているというふうにとってよろしいんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) そのとおりでございます。
- O11番(大坂三男君) それで、実際実施となりますと一番問題は実際いざ始めたときに利用があるかどうかということだと思います。それからやはり町の負担がどのくらいになるのかということも問題だと思います。

それから、さっきの答弁の中にもありました既存のタクシーの事業者への影響がどうなるのかというようなこと、大きくは、私はこの三つじゃないかなと思うんですが。そういう説明会等で説明したり意見を伺ったりした中で、実際始めたときに利用者があるのかどうかというような想定、その辺どのように考えられますか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 利用者の方の状況の関係ですが、経費を試算してございますけれども、その中では1日当たり角田市さんとか、先制の東松島市さんとかを参考に1日当たり80人ぐらいの利用があるんじゃないかという想定でおります。ただ、それには当然利用していただくためにPRといいますか単なるお知らせ版とか広報の周知ではなくて、各地区を回った中での地区での説明会なんかを開いて利用者の拡大を図っていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

- O11番(大坂三男君) 80人というのは、町内全域でしょうか。あるいは一定のエリアで、実証 実験段階での利用者数ということでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- 〇地域再生対策監(宮城利郎君) 柴田町全エリア、町内全域というようなことでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) その場合、町の負担はどういう形でどのぐらいになるという計算でおられますでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 今のところの試算ですけれども、角田市さん等参考にさせていただいています。前回大坂議員の方にもお答えしていると思うんですが、経費の方につきましては事業費2,300万円ほどの運行費用というのを見ております。そこには、タクシー業者の車借り上げ等も入ってございます。それで、歳入といいますか収益の方ですが、収益の方80人という利用料金見まして500万円ということで、差し引き1,700万円が町の方の持ち出しになるというような状況でございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) 1,700万円ぐらいでしたら、町民サービスとして私は十分実行していいんじゃないかなと思います。ただ、やはり一番心配なのはタクシー事業者への影響なんですが、この辺十分に事業者との話し合い何回か持たれているとは聞いていますが、事業者の理解、いややはりだめだというご意見もあるのかどうか。いろんなほかの自治体の調査を多分事業者さんもしていると思うんですが、その中でやりようによっては協力してもいいよということになっているのかどうか、その辺どのようになっているでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) タクシー事業者との話し合いの関係ですけれども、話し合いを進めていく中で、先ほど町長もお話ししましたけれども、デマンド型乗り合いタクシーの導入ということで一定の理解はいただいております。ただし、一番は経営的なもので、デマンドが導入された場合に自分たちの経営が圧迫されるんじゃないかという心配をしているところです。ですから、今後の調整としましては、この事業に参加することで劇的に収益確保できるわけでないですけれども、ある一定の収入が確保できるということで、金銭面といいましょうか、車の借り上げ料、その他の諸条件を示して折衝を行いながら、導入の同意を得たいと考えております。

以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 一時、町長だったと思うんですが、できればその出資方式にして登録してもらった方に共同出資みたいな形で自分、利用者の参画、参加意識、一緒にやるんだということで、参加意識を促すために出資方式ということも考えられるというような話があったと思うんですが、この件についてはどうなったかですね。もうそれは考えないということにしたのかどうかお伺いします。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 出資の関係ですけれども、まず財政負担の軽減を考えた場合に町民の方々に出資していただくというのが、そういうシステムも検討が必要かと思います。ただし、一方で、低料金での送迎サービスを受けられるということを考えますと出資金があって逆に利用が二の足を踏むといいますか、敬遠されるというような状況も想定されますので、出資をいただくという場合にはその利用者の方々としっかりお話をさせていただいて公共性と採算性のバランスということを考えていきたいというふうに思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

以上です。

- O11番(大坂三男君) 出資とまではいかなくても、入会金みたいな形である一定の金額を入会 金あるいは年会費みたいな形で、ある一定の金額をとっている自治体があるかどうか、わか りますでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 今言った、出資もそれから入会金の方も導入している町村というのが今のところ見当たらないような状況だと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) よそにはないということなんですが、私個人としてはできれば何らかの 形で自分も参加してこれを、町のデマンドタクシーを盛り上げていくといいますか、持続し ていくんだということを意識づけしていただくためにそういうことも、金額の多少にかかわ らずむしろあった方がいいのかなと思うので、ぜひこれは住民の方ともよく話し合いをして できれば進めていただく、いけないかなというふうに思います。

それで、念のためなんですが、これは法的に道路運送法とか旅客……何ていうんですか、そ ういう法律がありますよね。その辺はどうなっているのか。何ら問題ないのかどうかお伺い

- したいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) この協議会の方で、いろいろ策定された計画の内容については、当然運輸局の方に道路運送法上の許認可の申請をしてそれが採択された後に実証運行という形になりますので、法的にはそういう形になってございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) もう1回確認なんですが、そういった許認可云々もクリアしていつごろ スタートできる、スタートするつもりでおるのかもう1回確認でお願いいたします。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) スケジュールの関係ですが、先ほど町長答弁申し上げましたとおり10月をめどに協議会の方を立ち上げたいというふうに思っております。その中で今年度中にできれば運行計画まで策定していただいて、その後許認可の申請になりますので、許認可もやはり3カ月ぐらい期間を要しますので、その後の運行となるとやはり来年8月以降ぐらいが想定されるというような状況でございます。
- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 来年8月に特定の地域で実証実験というか、実験事業を始めるということなんですか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 今のところの案では、特定の地域ということではなくて一括 というか町内全域での実施を考えているところです。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 町内全域となりますと角田市の例をとりますと4エリアプラス町内市街 地循環ということで5エリアですよね。柴田町はそういうことについてはどのような考え方 でしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) エリアの関係ですが、これもアンケートの結果その辺がまとめたものがございまして、柴田町の場合ですとエリアが角田市さんよりはかなり小さいエリアになってございますので、二つぐらいのエリアがいいんじゃないかという状況になってございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

- O11番(大坂三男君) 二つはどういう形になるんですか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 大きくは槻木と船岡というようなエリアになってございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) エリア間の乗り継ぎということも考えられるんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) それらについても今後検討してまいりたいというふうに思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) この間、村田の町長選挙がありまして、当選された町長さん、デマンドタクシーを訴えておられました。それから、大河原町においても実現に向けて何かそういう、柴田でいえば協議会みたいなものですか。始まるとか始まったとかいう話を聞いていますが、その辺近隣の状況がわかれば教えてください。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 村田町さんの方は存じ上げないんですけれども、大河原町の情報は収集しておりますので、大河原町は第1回目の協議会の方、7月に立ち上げを行っています。今現在、町民アンケートを実施して、その集計にかかっているということで、同じく今年度中に運行計画とその協議会の中で、策定をしていきたいという方向に今動いているような状況でございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) 前にこの問題取り上げたときに、角田市で聞いた話で中核病院までは行ってほしいという希望が非常に多かったと。それから、やはり柴田町の皆さんに聞いても一番言うのは病院なんですよね、高齢者の方。そして中核病院というようなことも言うわけですよね。その町内というか、町内の区域を離れてよその町ということなのでなかなか難しいのかなと思うんですけれども、幸い大河原でも村田でもという、角田市でもやっていると、柴田町でもということになりますと、何かその辺の連携で乗り継いだりとかそういう方法がないのかなと思ったりもして前にも取り上げたことあったんですが、そういう近隣との話し合いの中で、連携とか、形はもう、柴田町の外れまで来てそこでおりて大河原の外れに乗ってというようなことで、乗り継ぐみたいな形で暗黙の了解みたいな形でやれないのかなとい

うようなことも考えられるんですが、そういうこと内々に相談というか、そういう形はできないものか。どうでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 実は、大河原町の方に視察というか行った際にちょっとその お話もさせてもらったんですが、事務局と事務局との打ち合わせだったものですから、最終 的には協議会の方でいろいろ検討というか決定されていくものですから、その辺これからま だまだ協議していかなければならないのかなというふうに考えています。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) ある地域ではそういう乗り合いのデマンドみたいな交通機関とそれから 病院なんかのいわゆる循環バスみたいなのと連携して、あるご自宅からはデマンドでどこか まで来て、そして病院のそういうバスなり自治体でやっているバスなりに乗り継いで目的地 まで行くとか、そういうことでお互い連携しながらやっているような自治体もあるようです ので、一つの参考にはなるかなと思いますので、ぜひ近隣の自治体等も含めてできるだけそ ういうことが可能であれば、あるいは可能なように頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次は、財政運営についてという方に移りたいと思います。

今回の震災対応で、総額、特別会計も含め28億円ぐらい費用がかかるという答弁がありました。そのうち、直接の国からの補助、現金が来るのが7億円ぐらい。残りは借金ですね、起債。それが一般財源ということが予定されているようです。それぞれいろいろ工夫してこの中で何とか柴田町においては今回の震災についての財源の手当ては何とかついたようですので、大変結構なことだと思います。これから少しでも余計また国の2次、3次という形で災害対策が行われると思うんですが、さらに町の負担が減るような方向で多分進むとは思うので、期待しているところでございますが、ただ残念なことにこの私の質問の中でも述べましたけれども、財政調整基金をいっぱい使って、もう残高が3億円しか残らないという状況になっています。今までの議会の中で、町長は最低5億円、6億円ぐらいは持っていたいと、持っていないとだめだというようなことを言っておりますけれども、今現実には3億円になっちゃったということで、この間の地震、余震も続いておりまして、またあしたにもことしじゅうにまた大きいのが来るといううわさが立っていますね。これ、この間の波あるいはこの間以上のものが来るという話もあるんですが、実際きたときにまた同じように復旧財源が必要になってくるんですが、この3億円の貯金、現金だけでは当然足らなくなってくると思

うんですよ。そうなったときに大変なことになりますので何とかしてそういうときのための基金、財調等が中心になると思うんですけれども、これを3億円じゃなくて5億円6億円ぐらいに持っていくための工夫をする必要があるんじゃないかなと、しなくちゃなんないと思うんですが、これこの間たまたま6月24日の河北の記事で、やはりこれはどこの自治体でも同じということで、県でもやはりいろいろ工夫しているようです。この記事を読みますと、積立金残高ですね、県の。それが1,119億円になったと。このうちの財政調整等4基金は378億円。168億円の大幅増となったと。え、この震災でお金使ったはずなのに大幅増になったということはどういうことなんだろうなと思って読み進みますと、復旧財源を確保するために退職手当債を急遽発行し、職員の退職金に充てる財源を回したと。復旧財源を確保するために何か借金をしたというのはわかりました。それを退職手当債という名目で発行して、名目は退職手当債なので、退職金に充てるべきなのに、その財源を復旧財源に使おうとしているということですね。いろいろ、財政テクニックの一種なのかなというふうに思うんですが、多分そういう形で貯金、現金を確保したということだと思うんですが、これどういうことなのか財政の方でわかればご説明お願いしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) そのお答えの前に一つだけ訂正になりますが、先ほど災害にかかわる予算が総額で、これは平成22年度、平成23年度一般会計特別会計合わせて28億円なんです。7億円と申し上げたのは一応一般会計でもって国県補助金が確定したものです。今実質だと災害査定が済んで、下水道分があります。そこについては9億円ほどを超えるものが来るんじゃないかと予定を、見込んではいます。ただ、まだ災害査定が終わっていませんのでそれはまだ確定ではありません。ですから、7億円だけではありません。

今、質問にありました、退職手当債、これは県レベルの起債がほとんどだと思うんですけれども、今議員おっしゃったように退職手当の今年度分について起債として後から払うので、その分の原資分を借り受けるという制度です。これは自治法上認められておりますが、市町村レベルでやったというのは、自治法が禁止しているのかどうか確認とれないんですが、やったのは聞いておりません。ほとんどが県レベル、政令指定都市で行われております。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) これを読んだときに柴田町でもできるんじゃないかなと思ったんですが、その辺がどうなるかよく調べていただくといいんですが、要は借金できるものがあれば借金をして、その分をほかに使って今まで持っていた金を使って、その借金を現金として持

つというようなテクニックがあるんではないかなと。柴田町でもそういう何かないかなと思 うんですが、いかがですか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 今回の災害にかかわってこれまでの災害復旧と少し違うのは小さな災害復旧があるんですけれども、60万円以下、その細々したやつを今までは全部一般財源というキャッシュで手当てしていたんですが、それら今回は膨大な数になりますので、それらを全部まとめて起債を打とうというふうに今計画しております。この規模で恐らく1カ所が60万円とか小さなものでも2億円規模になるんではないかなというふうに思っております。この借金については災害復旧の事業債になりますので、今年度いわゆる償還に当たりましては手当てがされるという借金になりますので、一番有利な借金。これを今回9月、10月かけてまとめて起こすというふうに計画しております。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) いわゆる地方災害債とかという言葉で聞いたことはありますけれども、 それは小さな金額の積み重ねということだと思うんですが、そのほかに何かいわゆる県でや ったようなものに値するようなある程度まとまった金額での起債、そういうものがある、な いのかどうか。ぜひ探していただけないかなというふうに思うんですが、町長、県の方でい ろいろ経験なさっていると思うんですが、何かないんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 幾つかあるんですが、一つは今回歳入欠陥債というものがあります。ただ、これは税収が大きく沈んでしまったりとかの場合についてはこの部分を埋めるために歳入欠陥債というものを打ちます。ただ、それは先の答弁でも申し上げましたように、今のところ減免の規模が大きくはなくそれほどの規模にはならないだろうと思っています。

あともう一つは、災害対策債。これは建設事業でなくてもお金がない場合については災害対応する起債として打てるんですが、多くは瓦れき処理というふうに考えてください。ただ、 柴田町は瓦れきの被災がそれほど大きな被災はありません。ですから、その災害対策債というものについても該当するような規模ではないのかなと思っています。

県の制度なんですけれども、振興資金という、県がお金を貸す起債みたいなものがあります。これについては建設事業に充てることになるんですが、それについては起債ほど協議がきつくありませんので、もしどうしても一般財源と言われるキャッシュが不足する場面になりましたらそれについても検討はしてみたいと思っています。ただ、一番率の悪い借金です

ので、それは最後の選択肢になるかなと思っています。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) いわゆる災害対策債とか災害に関係するような借金というのはどのぐらい後で地方交付税措置とかがあって、借金でなくなる形になるということもあるんでしょうけれども、払わなくてならないとしたときにそういう関係の金利はどのくらいで、今言った県の振興資金ですか。この辺の金利はどのくらいなのか。要するに、ある程度金利の問題もあるんでしょうけれども、やはり万が一のことを考えて3億円じゃとにかく足りないから5億円、6億円、7億円ぐらい現金用意しておかなきゃならないと思うんです。ですから、その辺のために多少金利は高くても振興資金ですか。これ過去に使ったことあるんでしょうか。その辺どうなのか。お伺いします。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 財政再建に陥る前に一度使ったことがあります。いわゆる緊急財源措置です。簡単にいうと一般財源で手当てするべきところをその資金、第2起債と考えてもらって構わないんですけれども、それで手当てをして現金を浮かすということです。

金利の話がありました。今公的な起債については、ほぼ1.何%、1.2、1.3%、高くても 1.4%の水準です。振興資金、昨年度確認したときには2%を超える金利だったと思います。 ただ、まだ下がっているかなと思うんですけれども、ただ振興資金については返す年数が5年というふうに決まっていますし、据え置き期間もありません。ですから、財政的には一番借りにくい、苦しい借金かなと。それよりもさまざまな手当てを打って、今年度の歳計剰余を3億円規模までなんとか膨らましたいなと。まだ決まっていませんけれども、特別交付税、この見込みも少しもくろんではいるんですけれども、そのくらいであれば何とか平成24年度当初に財調を割いても3億円、4億円という最低限のやつについては乗り切れるかなと。今のところ、財政的には平成24年度が一番厳しいというふうに見ています。

- 以上です。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 前に利用したときにはどのぐらいの金利だったんでしょうか。どなたか、記憶のある方は。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 記憶はないんですけれども、さまざまな借りかえが8%、7%、 8%のものを借りかえしてきて負担軽くしていますので、その時期も恐らくそのくらい。い

わゆる起債についても高かったんです。同じような金利だと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) いろいろ小さいものを集めたり、何とかやりくりしながらつないでいき たいということは大いにわかるんですが、やはり私が一番心配なのはあすにでも起きたらな ということが心配なんで、ぜひ、ある程度まとまって借りられる振興資金についてもう少し 検討していただいて、できれば今年度じゅうにもきちっと 5 億円、6 億円の確保ということ に心がけていただきたいというふうに思うんですが。町長、いかがでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) この議会でも、最低5億円から7億円と答弁をしておりました。災害とはいえ、現在3億円とちょっと心もとない数字になっております。実際に3月11日の大震災の対応では4億6,000万円ほど一般財源を食っておりますので、私としてはやはり5億円は確保すべきだと。ただ、先ほど財政課長が申しましたように、特別地方交付税の交付金4,000万円、まだ予算化しておりません。それから、2次補正予算の特例交付金、幾ら来るかまだ発表されておりません。1次、2次に比べますと大体4倍程度の地方交付税特例交付金になっているので、4,000万円は下らないだろうなと皮算用を踏んでおります。それから、予算規模が平成22年度から平成23年度にかけましてはこれまでにないような予算規模になっておりますので、予算規模に合わせまして恐らく比例的に不用額もふえてくるんではないかなと思っております。ですから、年度末には恐らく財政課長も私も3億円の収入と歳出減ということで、6億円ぐらいは確保できるんではないかなという予想をしております。ですから、一番最初に述べたように、今後の1億3,000万円の特別地方交付税、予算化しておりますので、この予算以上、上回る内示が年度末12月か3月にどうなるか、これが一番大きな要因ではないかなというふうに思っております。

何せ、平成24年度では第2町営住宅、これが本格化しますし、それから槻木中学校のいよいよ本格的な建設と。今までにない公共事業が平成24年度集中しますので、その現金も用意しなきゃないということで、財政課長申し上げましたように、公共事業やってるが故に平成24年度が大変厳しいと。そこを過ぎれば舟山議員にお答えしたように年借金が2億円、3億円と減ってまいりますので、あとは借金地獄から抜けられるというふうに考えております。以上です。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 企業でも家庭でも、借金がなければいいというものでもないし、貯金が

なくても困りますしということで、適正な貯金とあるいは将来のための投資のための借金ですね。これも適切な借金ということで、自治体も同じだと思うので、適切な借金と適切な貯金を維持しながら財政運営をしていければいいなと思いますので、いろいろ今聞いた特例交付金の話とか不用額が思ったよりもあるようですので、それが今も私の頭になかったので、不安が大きかったんですが、そういうのが結構あるということで一つ安心材料も持ったわけですが、そういう意味で、県の振興資金とまではいかなくてもぜひ一つ一つ町にとって有利な借金なりあるいはいろんなお金の集め方なんかも、ぜひ頑張っていただきたいというふうにご要望して質問を終わります。

○議長(我妻弘国君) これにて、11番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時10分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番佐久間光洋君、直ちに質問席において質問してください。

[3番 佐久間光洋君 登壇]

○3番(佐久間光洋君) 3番、佐久間光洋です。

大綱1点質問いたします。

環境条例の拡充で住みよい町を。

私は、柴田町の経済基盤の確立という観点から、観光による集客の増加を第一のステップと して活性化を図る施策を進めるべく取り組んでおります。

震災の復旧で少しブレーキがかかりましたが、従来からある各種行事も各地で行われていま すので、観光の要素となる事業を着実に進めるべきと思っております。

これまで、「まちづくり」の視点で町内を見て回ったり、人に聞いたりしてきましたが、その中で気になっていることがあります。それは、ペットのふん、山林や空き地へのごみの不 法投棄、コンクリートや建物への落書き、住んでいない宅地の荒廃、放置自転車、迷惑な暴 走行為などです。

これらは、町民にとっても、観光客にとっても喜ばしいことではありません。また、防犯の

面からも教育的観点からも手をこまねいているわけにはいきません。

個人または地域の力では解決できないものもあります。これは町として条例に基づいた権限 で処理しなければならないだろうと考えますが、町はどのように対処いたしますか。

〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 佐久間光洋議員、環境条例の拡充で住みよい町をについてお答えいたします。

柴田町は平成14年に環境基本条例と環境基本計画を定め、積極的に環境の保全と創造活動を 展開してまいりました。具体的には、平成21年4月にはマイバッグ持参運動や平成22年度からはエコライフ推進事業、さらに町単独では最大規模の環境フェアや環境講演会を実施して まいりました。また、環境美化事業としての環境指導員の巡回や不法投棄の早期発見などや 町民、企業等が一丸となっての清掃活動、青少年のための柴田町民会議等による落書き消し 等を行うなど、他の自治体に負けない実践活動を積み重ねております。

このように一生懸命対応してまいりましたが、最近になってもごみの分別の不徹底や議員のご指摘に関する苦情が減らない状況下にあります。今後の対応につきましては新たな取り組みでの環境保全や美化運動をさらに盛り上げ展開していかなければなりませんが、それにあわせてたばこや空き缶ポイ捨て禁止条例に見られるように、権限の強化と罰則規定を伴った条例を制定する時期に来ているとも考えております。しかし、こうした条例制定に向けては町民の理解が欠かせませんので、現在進めている第2次柴田町環境基本計画の策定の中で、策定委員でありますふるさと町民会議の方々のご意見を踏まえながら十分検討してまいります。その際には、具体的な権限の範囲、罰則の内容等先進的な自治体の取り組みを調査し反映させてまいります。

以上でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 佐久間光洋君、再質問ありますか。許します。
- ○3番(佐久間光洋君) ただいまの答弁は、やるといえばやるぐらいの感じにしか聞こえなかったんですけれども、やらないよりはまだいいかなとは思います。問題は、いつどのように やるかというふうなことになろうかと思います。

先ほどの前の町長の答弁の中で、花のまち、これから拡充させていこうという話が力強く 語られたわけですから、そういった意味でもやはり町内の環境というものはよくしていく必 要があるだろうと強く思いますし、本当に生活の中であちこち普通の生活しているだけで も、例えばコンクリートの擁壁に大きな落書きがあるとか、あとはちょっと前の説明会でも話が出ましたけれども、住んでいない宅地建物ですね。その周りに、特にことしは気温が高かったものですから、相当の雑草が生い茂っているということは、このままで見過ごすというわけにはいかない問題だろうというふうに私思います。ですから、この拡充の中で、法的な規制、たまたま罰則の話も出ましたから、そういった強い権限のもとがないとなかなか実効力は発揮できないと。確かに、それは何とかするよと考えていても考えているだけではきれいにはならないと。実際にそれがなくなるというためにはどうしたらいいのか。いつごろそれが実現するのか。法律で縛ろうということではなくて、実際に生活していればほとんど該当しないわけで、本当に数少ない心ない人たちがそれに該当するということですから、こういったものは早急にやるというふうなことが必要ではないかと思いますので、再度お伺いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) ただいまの町長が答弁した内容のとおりでありますが、現在柴田町の環境基本計画、第2次計画になりますが、今策定中でございます。

ふるさと町民会議の方々と今意見交換をしながらその素案づくりを行っているというところでございます。議員のご質問にありますとおり犬のふんの問題であるとか、また雑草の苦情の問題、いろいろ出ております。それらにつきましても生活環境保全の向上という観点の中で、町民会議の中で、それらを議論させていただいて基本計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。今年度中の策定でありますので、平成24年3月、平成23年度の計画完了予定ということで今進めているところでございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) その計画ができあがると来年4月からは実際に例えば落書きが消える とかそういったことにつながっていくわけですか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 計画ができるからすぐ、例えば落書きが消えるかということではありませんので、まずそういう環境教育、そういうものが非常に重要であると思います。すべて罰則で縛るだけではなくていろんな情報の提供、または各団体との協力なしにはできませんので、やはりそれには環境教育というのが非常に重要になってくるのではないかと思っております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

- ○3番(佐久間光洋君) 例えば、うちの近くには柴田バイパスが通っております。あそこは国道ですから、柴田町の管轄ではありません。そこのトンネルに落書きが書いてあります。それを見て、子供たちはそこを通学しているわけですけれども、それを消していただくためにはどこに行って話をしたらよろしいんでしょうか。お伺いします。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君)当然バイパスが通っているということでありますので、これは国道4号柴田バイパスになりますので、国土交通省の管理になると思いますので、これにつきましては管理者の方にご連絡するようになると思われます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- 〇3番(佐久間光洋君) それで消してくれれば問題はないんですけれども、多分それは違法な 行為なわけですよね、そもそも。だけども、それは私たちはそれを見ても訴えられないとい いますか、結局はだれかがそれをやってくれなきゃならない。それは町の方に言っても多分 だめなんじゃないのかな。それは管理者が国だからという意味なんですけれども、これはあ くまでも一つの例です。民間の大きなパチンコ屋さんですとか、なんとかの大きな商店であ るとか大きな建物なんかにも落書きなんかはありますけれども、それは私たちは見ていて気 持ちのいいものではありません。だけども、これは私たちが訴えてもいいものかどうか、そ れは建物の所有者がやらなきゃいけないのか、そういうことになってくると思うんです。環 境的な不利をこうむる我々は何も手出しできない。結局はその持ち主あるいは管理者が訴え 出ないことには進展しないだろうというふうに思うわけなので、それではいつ、消えるか消 えないかということもそうなんですけれども、そういったことが発生しなくなる、なくなる というのは相当遠いなという気がするんです。そのための裏づけということの条例という意 味合いで考えているわけなんですけれども、そういう観点から見ると今課長の方から話があ って説明があっても、なかなか実現にはこぎつけられないなという心配をするわけなんです ね。どうしてもそういうふうなことは避けられないと、待っているしかないということは非 常に歯がゆい思いがするわけで、もうちょっと強い何かないのかなというふうに思いますけ れども、その辺何かないですか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 今のお話にありましたとおりそれぞれ、例えば個人のお宅であったり商店であったり、いろんなところに確かにそういう落書き等がございます。これにつきましては町は当然それをすぐどうこうするということでなく、やはり警察であるとか各そ

れぞれの機関がございます。または商店街であるとか、そういうところと協議をしながら進めていかなければならないのかなと思っております。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 手続としてはそのとおりだと思いますけれども、実際にこれまでもずっとそういったものは、これは一つの例です、落書きは。そうしたことはたくさんあったと思いますけれども、連携して実際にそれでなくなったという例はございましたか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○子ども家庭課長(笠松洋二君) 民地建物、またはガードレール等の落書きにつきまして今こども家庭課が事務局といいますか、担当している中での青少年のための町民会議という組織がございまして、これは全町の区長さん初めPTA会長さんなり子供会育成会の皆様のご協力をいただいて構成しているものなんですが、その中で環境部会という部門がございまして、ガードレールでありましたらその所管、ただいま町民環境課長が申し上げました大河原土木事務所だったり、民地の場合ですとその所有者の方をお調べいたしまして許可をいただいて、その落書きを消すという活動は町民会議の皆様のご協力を得て実施していますので、消したところがあるかというご質問だったものですから、済みません、補足の説明をさせていただきました。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 今のはやったということですか。何カ所も消したよということです ね。

書いてしまったんだから、あとは消すかあるいは書いた人に消せというか、どっちかしかないんですが、本来は書かないようにというそういうことを目標にしているわけなので、ただ今のところまだ数カ所残っておりますが、それはこれから。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(笠松洋二君) 今のご質問の中で町が事業の中でそういう対応を全体的に考えているかというご質問だったのかなということで子ども家庭課の方で回答させていただいた訳なんですが、現在、毎年その場所を、いろいろ皆さんからの情報をいただいたり、あとは会員の皆さんが調査したりしてそれでそういう活動、消す活動というのはずっと続けています。その活動する根本的な考え方としましてはやはりきれいなところにはごみを捨てない。落書きをされていないところには落書きをしづらくなる。つまり、町民の皆さんがやはり町のことを考えて町をきれいにしていこうという考えのもとに進めていくというのがただ

いま申し上げました青少年のための町民会議の会員の皆様の合意が得られましたのでそういう活動を行っているということでございます。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) みんなで力を合わせてやっていくというのには、異論はございません。

最初の答弁の中で柴田町の環境基本条例という話が出てまいりました。実は私も調べてみました。その中に、第3章環境審議会という規定があります。21条にそれの審議会の組織について規定がございます。この審議会はこれまでどのような活動をされてきたのでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 環境審議会につきましては今後の環境基本計画の策定というようなことで現在取り組んでおります。ことしに入りまして6月17日に柴田町環境審議会を開催いたしまして、この本会の第2次柴田町環境基本計画の策定ということで、現在審議会におきまして同様にふるさと町民会議の中で審議された内容を最終的に環境審議会でもって審議して、策定を完了するということでありますので、それらの環境基本計画を最終的に審議する機関ということで現在これらの方々を委嘱いたしまして審議事項しているところでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) それの基本計画の内容というものを説明いただけますか。今できますか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) ただいま第2次環境基本計画ということで、柴田町の環境の基本的な施策というものを基本方針として持っております。環境条例の第7条で施策の基本方針というのを持っていますので、これに基づいて現在環境基本計画というのが第9条に規定しておりますので、それを第1次環境基本計画、これに基づいて策定されておりますので、その策定期間が満了するということで、今回新たに第2次環境基本計画をこの施策の基本方針に基づいて策定をしているという状況でございます。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) こういうのは基本条例はなかなか理念の高いところを目指してつくってあるわけですけれども、残念ながら具体的な項目についてはほとんど載ってはいないんですね。ですから、どういったことに今環境の基本的な活動がどういった点に集中しているか

というのはこの辺からは読み取れない。今お聞きしたのは現在どういった具体的な内容で基本計画というのが語られているのかということを聞きたかったわけなんですけれども、もしその話ができるんでしたらばもう一度お願いします。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) ただいまの第2次柴田町環境基本計画の策定ということで、まず策定方針として大きく三つあります。一つは、環境に配慮した安全で快適な町づくりと。二つ目としては豊かな自然と文化をひきつぐ故郷づくり。三つ目としては、環境保全と創造に積極的に参加行動する人づくりと、この三つの基本方針に基づいて現在柴田町環境基本計画の策定メンバーでありますふるさと町民会議の中でそれらの原案について今審議が行われているという、大きな基本方針の内容でございます。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 一応私も読みました。ちょっとわからないなというのが今課長の答弁の中で具体的に言葉として出てきましたが、環境の創造というその表現なんですね。環境を守るとか環境を保全するとか言うなら私はすんなりそのまま読むんですけれども、環境の創造というのがちょっといまいちわからない。どういったことを目指しているのかその辺説明いただければありがたいんですが。お願いいたします。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 具体的にいうとなかなか難しいんですけれども、例えば環境保全と創造に積極的に参加行動する人づくりという三つ目の方針の場合なんですけれども、例えば町の豊かな自然を守り良好な環境を維持していくためには当然町だけではできませんので、事業者、町民、民間団体の各主体が環境に対して関心を持っていただいて積極的に環境負荷の提言に取り組むことが必要であるということで、環境学習の充実であるとかすべての町民が環境への意識を高めて環境保全活動に参加行動する人を育成していくというようなことが基本方針として掲げておりまして、あと具体には環境基本計画の中でそれらの行動の内容を詰めていくというのが今の状況でございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) ちょっとわかったかなぐらいの感じにしかなりませんでしたけれども、それから、21条の審議会の組織の中で町長が委嘱するということで決まりがあります。 読み上げますと、(1)学識経験を有する者、(2)町議会の議員、(3)関係行政機関の職員、(4)はそのほか町長が適当と認めた者というこの規定ですね。私ではないんですけ

れども、(2)の町議会の議員の、現在はだれがその審議会のメンバーになっているんでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 確かに、第21条の第2項の中の2号では町議会の議員となっておりますが、現在審議会の中の委員としては議員は含まれておりません。現在学識を有する者いうことで1号委員としては7名の方が現在おります。また、2号の行政機関の委員として1名、あと3号の町長が適当と認めた者2名ということでの今構成でありまして、現実的にはここに、2号にあります町議会の議員という議員の方については審議会委員としての選任はされておりません。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 細かいこと突っ込むようですけれども、この2の規定ですね。委員は次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。この文面、これは今の答弁は(2)は抜けているということになりますけれども、これはしなければならないではなくて、この中から選べばだれでも、だれでもというか、この中から選べばいいよという解釈が正解なんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 議会の議員につきましてはこれは審議会ということでありますので、以前申し合わせがありまして、審議会の中には議員が入らないということがありましたので、多分現在はこの環境審議会の委員の中には入っていないのではないかと思います。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) そうすると、以前は入っていた時期があったわけですね。わかりました。

いずれ作成の作業に入っていくというお話でしたので、具体的にどうするこうするという確 約はできない状態であるということはよくわかります。でも、先ほどの説明にもありました 罰則規定ですね。一応、私もよそのやつ見てみたら、最近のやつは結構やはり罰則というの があるんです。これは当然盛り込むというふうなことで私は方向性を思ってよろしいんでし ょうか、再度お伺いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 罰則規定の問題については現在まだ審議会でも町民会議の中でもこの罰則規定を設けるとか設けないというところまで行っておりませんので、あとふるさ

と町民会議の策定の中で最初議論させていただいて最終的には審議会の中で審議するとありますので、一応方向的には罰則規定を設けられないかどうかということで審議をしたいと思っております。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 何も、罰金を取ろうというのが目的ではないので、町としてはそれぐらいの覚悟で臨んでいるんだというふうなことをわかっていただくための一つの方法であるというふうなことで、ぜひ私は盛り込んできっちりしたものをつくっていただきたいなと思っております。

いずれにしてもやはりそれが動き出すまでにはやはり数年ぐらいは見込んでおかなきゃならないのかななんて思いますが、先ほど例に出しました落書きであるとかそれから放置の宅地、本当にアメリカシロヒトリもいっぱい出ていますので、周りが迷惑するんです。本当に、人の土地だから手もつけられないというふうな状況が現実に起きているわけで、それが働き出すまでの間どのようにしていったらいいのかな、どんな対応するつもりでおるのか、最後にお聞きします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 今の空き地等の、例えばこちらに地主さんが直接そこにいらっしゃらないという場合に特に周辺住民からの苦情が上がってまいります。そういう場合については、その都度所有者を調べまして直接文書で雑草の刈り取りの依頼の文書を町長名で出しております。まだ刈られていないという状況の場合は再度通知を差し上げてやっております。また、今話題になっておりますアメリカシロヒトリにつきましては、今町の方では機械の貸し出しを行っておりますので、軽トラックの搭載型2台があります。それ以外に背負い式ありますので、個人に貸すということはできませんが、行政区長さんの方に貸し出しをしておりますので、できればその地区において実施していただきたいということでお話ししております。また、個人が実施したい場合はどこで薬剤買ったらよろしいでしょうかとか、またどういう薬剤を使えばよろしいですかというのは町に照会があった場合についてはお話をしております。また、機械については現時点では個人貸し出しをしておりませんので、行政区長さんの方に貸し出ししておりますのでご相談くださいというようなことで対処しております。
- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- **〇**3番(佐久間光洋君) アメリカシロヒトリについては本当によくわかりました。ありがとう

ございます。

先ほどのだれも住んでいない宅地の件の方なんですけれども、あくまでもこういったケースということで想像すると、相手がいるうちはまだいいと。どうもどこに行ってだれなんだかも近所の人さえわからないという、そういうところが現実にあります。そのためにもというその条例ということなんですけれども、私が心配するのはいろんな手を使ってもなかなか実効に結びつかない、そういったケースをどのようにそのこれが動き出すまでの間やっていくのかな。結局このまま見過ごすだけで時間が過ぎるんでないかなということを危惧しているわけです。これについてお答えできますか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 一応、土地の所有者がなかなか連絡がつかないとか見つからないということがあろうかと思いますが、税務課におきましての納税管理人という方が設定されていると思いますので、その方にお出しするようになるのかなと思います。必ずしも全員不在ということはないと思いますので、確認はできるのかなと思っております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) あるところで頼まれて、何とかしてと言われたんですけれども、今の 話聞くと最後は何とかなるみたいなんですけれども、何とかなっからと答えていいんでしょ うかって私聞きながら心配していましたので、できれば一刻も早く実現するように早めてい ただきたいとお願いして終わります。
- ○議長(我妻弘国君) これにて、3番佐久間光洋君の一般質問を終結いたします。 これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時43分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月5日

議長

署名議員 番

署名議員 番